

平成 20 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	財 政 課 長	森 鉄 也
市 民 課 長	木 内 利 雄	生 活 環 境 課 長	長 谷 山 良
す ぐ す 子 育 て 支 援 課 長	須 藤 金 悦	農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二
観 光 課 長	武 藤 一 男	下 水 道 課 長	渡 辺 講
教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均	ガ ス 水 道 局 事 業 課 長	北 村 正

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成20年3月21日(金曜日)午前10時開議

- 第1 議案第6号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第1号)
- 第2 議案第7号 政治倫理の確立のためにかほ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第8号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第9号 にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第10号 にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第11号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第12号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第13号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第14号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第15号 にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第16号 にかほ市立象潟中学校建設基金条例を廃止する条例制定について
- 第12 議案第17号 にかほ市山崎科学教育振興基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第18号 にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第19号 にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第20号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第21号 にかほ市国民保養センター条例を廃止する条例制定について
- 第17 議案第22号 にかほ市稲倉山荘条例制定について
- 第18 議案第23号 にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第24号 冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
- 第20 議案第25号 市道路線の廃止について
- 第21 議案第26号 市道路線の認定について
- 第22 議案第27号 損害賠償の額を定めることについて
- 第23 議案第28号 損害賠償の額を定めることについて
- 第24 議案第29号 損害賠償の額を定めることについて

- 第25 議案第30号 にかほ市公共下水道笹森クリーンセンター(増設)の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 第26 議案第31号 にかほ市公共下水道芹田中継ポンプ場及び鈴中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 第27 議案第32号 にかほ市公共下水道久根添中継ポンプ場及び黒川中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 第28 議案第33号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第29 議案第34号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第30 議案第35号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第31 議案第36号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第10号)
- 第32 議案第37号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第4号)
- 第33 議案第38号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第3号)
- 第34 議案第39号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第35 議案第40号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 第36 議案第41号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第37 議案第42号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 第38 議案第43号 平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第4号)
- 第39 議案第44号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算(第5号)
- 第40 議案第45号 平成20年度にかほ市一般会計予算
- 第41 議案第46号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算
- 第42 議案第47号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算
- 第43 議案第48号 平成20年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第44 議案第49号 平成20年度にかほ市老人保健特別会計予算
- 第45 議案第50号 平成20年度にかほ市簡易水道特別会計予算
- 第46 議案第51号 平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算
- 第47 議案第52号 平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算
- 第48 議案第53号 平成20年度にかほ市ガス事業会計予算
- 第49 議案第54号 平成20年度にかほ市水道事業会計予算
- 第50 議案第55号 にかほ市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させることに関する協議について
- 第51 陳情第 1号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書
- 第52 陳情第 2号 「道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書・決議」等について
- 第53 陳情第 3号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情
- 第54 陳情第 4号 「鳥獣被害防止措置法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

- 第55 陳情第 5号 議員報酬引き上げ条例に反対する陳情書
- 第56 請願第 1号 米価の安定と生産調整に関する請願
- 第57 議提第 1号 道路特定財源の確保に関する意見書
- 第58 議提第 2号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書
- 第59 議提第 3号 「鳥獣被害防止措置法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書
- 第60 議提第 4号 にかほ市議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第61 議提第 5号 にかほ市議会の議員の定数を定める条例の制定について
- 第62 委員会の閉会中の継続審査の件
- 第63 平成20年2月1日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 6号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから一般会計予算特別委員会開催のため、しばらく休憩します。

午前 10 時 01 分 休 憩

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯 尾	善 紀		2 番	佐々木	正 勝
3 番	市 川	雄 次		4 番	池 田	好 隆
5 番	宮 崎	信 一		6 番	佐 藤	文 昭
7 番	佐々木	正 明		8 番	小 川	正 文
9 番	伊 藤	知		10 番	加 藤	照 美
11 番	佐々木	弘 志		12 番	村 上	次 郎
13 番	菊 地	衛		14 番	佐々木	清 勝
15 番	榊 原	均		16 番	竹 内	賢
17 番	佐 藤	元		18 番	斎 藤	修 市
19 番	佐々木	平 嗣		20 番	池 田	甚 一
21 番	本 藤	敏 夫		22 番	佐々木	正 己
23 番	山 田	明				

議会事務局職員

議会事務局長	竹 内 享 一	局長補佐	藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	池 田 史 郎
健康福祉部長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガス水道局長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総務部総務課長	齋 藤 隆 一	財 政 課 長	森 鉄 也
市 民 課 長	木 内 利 雄	生 活 環 境 課 長	長谷山 良
すくすく子育て支援課長	須 藤 金 悦	農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二

観 光 課 長 武 藤 一 男 下 水 道 課 長 渡 辺 講
教育委員会総務課長 阿 部 均 ガス水道局事業課長 北 村 正

.....

一般会計予算特別委員会審議日程

- 第 1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第 36 号、45 号）
第 2 討 論
第 3 採 決
-

午前 10 時 01 分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。最初に、総務小委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務小委員長。

【総務小委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務小委員長（池田好隆君） おはようございます。それでは、予算特別委員会総務小委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当小委員会には議案 2 件でございます。

最初に、議案第 36 号でございます。平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）でございます。

議論になった主なものを申し上げます。

最初に歳入でございます。9 ページでございます。9 ページの第 4 表、地方債の補正がございます。これにつきましては、本会議でも説明があったと思いますが、実績に基づくもの、あるいは精査したもの、さらには利率の文言訂正、こういったものでございます。

それから、12 ページ、税金関係でございます。市民税の法人分がありますが、現年課税分として 5,158 万 3,000 円の増額があります。これは T D K 以外の法人、特に電子部品関係でございますが、その好調に支えられたものの増額であります。

同じページ、固定資産税がありますが、7,036 万円の増額でございます。これについても説明がございました。土地については減少、家屋については 1,310 万円の伸び、償却資産、これは企業の好調に支えられてのものでございますけれども、5,918 万円、これをトータルして 7,036 万円程度の増ということでございます。

次に、19 ページでございます。総務費の県補助金でございます。生活バス路線の関係でございますが、これは県の補助金でございますが、367 万 2,000 円、県からの収入で、これは増でございます。説明によりますと、対象 15 路線のうち 13 路線が赤字で今回の県補助の対象になったということでございます。これは、平均の乗車密度という基準がございまして、その乗車密度の状況によって補助率が変わります。3 人未満の場合は 8 分の 1、3 人以上 5 人未満の場合は 8 分の 3、乗車密度が 5 人以上の場合は 2 分の 1、こういう基準なようでございます。

同じページ、国体開催費補助金、これは県の補助金でございますが、915 万 3,000 円の減額でございます。これは歳出の段階でも説明しますが、全体の事業費が落ち込んだために県の補助金が減額されたというものでございます。主な理由は、バス利用関係、これは当初の見積もりよりも自家用車の利用が多かった、あるいは宿泊施設で車を提供してくれた、そういうことから実質的な支出に結びつかなかった、予想を大きく下回ったということでございます。

さらには、設備関係、こういったものでも使えるものは使うといいますが、そういうふうなコストの削減、こういったことがあったようでございます。歳出でも若干説明申し上げます。全体の事業費が落ち込んだために、県補助金が 915 万 3,000 円減額されたということでございます。

歳入は以上でございます。

歳出の関係でございますが、27 ページでございます。総務管理費の職員手当でございます。489 万 8,000 円の増額があります。これは退職手当の負担金でございますけれども、説明によりますと、3 月 31 日現在で 18 人の職員が退職されるようでございます。うち 4 人につきましては早期退職、中には 1 年を残しての早期退職ということでございます。この関係の退職手当の負担金、これが 489 万 8,000 円、こういうことでございます。

同じページ、生活バス路線の補助金、これは歳出の関係でございますが、3,702 万 9,000 円でございます。これは市の負担分も含めてということでございますが、これにつきましては 23 路線のうち 16 路線が対象になったという説明がございました。

同じページ、財政調整基金の積立金があります。1 億 6,601 万 7,000 円でございます。これを加えますと、財政調整基金のトータルでは 10 億 5,261 万円になる、こういう説明がありました。

次に、28 ページ、秋田わか杉国体、市の実行委員会の補助金でございます。歳入でもちょっと触れましたけれども、全体でトータルとして 3,941 万 8,000 円の減額でございます。これは歳入で説明したような内容が減額の主な理由でございます。

次に、41 ページでございます。消防の関係でございます。非常備消防費、全体で 113 万 3,000 円の減額であります。これは実績、あるいは請差によるものでありますけれども、その関連で説明がございました。消防団員、定数が 650 人に対して現在の実人員は 605 人であるという説明がございました。さらには分団の統合、あるいは町内会にできてきております自主防災組織、そういったものの指導についてもお話がございました。

それから、これは全体にわたることでございますけれども、今回は 3 月の最終補正でございます。例年不用額というものが出るわけですが、この不用額についていろいろ議論がございました。県内他市の状況もいろいろ説明されましたが、18 年度決算では歳入不用額 1.5% から 3.2% ぐらいまで

あります。3.2%というのは予算規模の一番大きい秋田市でございます。

ちなみににかほ市は18年度で3.2%、秋田市並みの不用額があったということでございます。これは当然に何か特別な事情があるだろうというぐらいの話になりました。これは国民健康保険の段階で国の指導があって年度がずれたといいますが、それでちょっと補正ができなかったと、こういうふうな大きな要素があったようでございます。

さらには、予算があっても執行の段階ではそれぞれコストの削減に努めていると、その辺の積み上げが大きい要素だと。国保の関係の繰り出しは予算にも出ていますけれども、3,051万8,000円、こういう非常に大きい金額でございます。そういった要素があったというふうなことでございます。この予算の執行率、こういうものにも十分配慮が必要ではないか。これはなかなか難しい点もあるわけですが、予算の査定の段階でもそれなりのチェックが必要ではないかというぐらいのお話が出ております。

以上、議案第36号平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第10号)につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次に、議案第45号でございます。平成20年度にかほ市一般会計予算でございます。当委員会に属する部分の歳入歳出について主なものを御説明いたします。

歳入の関係、13ページでございます。当局説明と若干ダブる部分があるかもしれませんが、御了承いただきたいと思っております。

市民税の法人分でございます。3億9,517万2,000円でございます。これはトータルでは7.5%ぐらい下がっております。これは19年度の後半から業績の落ち込み、そういったものが感じられると。その辺の予算措置だようでございます。ここの段階で円高が非常に進行しておりまして、為替変動、こういったものがあるわけでございます。この時期的なものはなかなか予測つかないわけですが、こういったものの市の財政に与える影響はどうかと、こういうふうな意見がありました。これについては、例えば3月あたりのTDKの決算、他の企業の決算の推移等を見て、状況によっては、財政運営上非常に危なっかしいという状況であれば、判断できた段階で補正で対応したい、こういう御説明がございました。

それから、税金の関係では自主財源の確保という面から、引き続いて徴収体制の強化に当たりたい。昨年からのプロジェクトをつくってやっているわけですが、比較的徴収関係は順調に推移している、こういうふうな説明がありました。

それから、17ページ、地方交付税でございます。44億1,100万円措置されてございます。これにつきましては、新たな地方再生対策費、にかほ市の場合は1億5,500万円でございますけれども、こういったものも含めて措置しておるということでございます。対前年に比べて8.9%の増、こういう説明がございました。

それから、28ページ、総務費の補助金の中にマイタウン・バス初年度開設費補助金30万円、金額は小さいですが、措置されてございます。これにつきましては、御承知のとおり4月1日から、にかほ市の馬場院内線、これは羽後交通のバスが廃止されます。それにかわりまして、合同タクシーによる乗合タクシーが始まります。その初期投資に対する補助金でございます。これは県が2

分の1、市も2分の1補助をします。これは歳出関係にも出てきますので、その段階でまた説明をいたします。

それから、32ページ、財産貸付収入、土地建物の貸付収入でございます。2,932万4,000円措置されてございます。この主なものは土地の貸し付け、これは市有地の貸し付けでございます。件数で115件、1,818万3,000円、建物貸し付けが9件、532万6,000円、これが主なものです。

次に、35ページ、財政調整基金の繰入金3億1,000万円措置されてございます。これは、基金を取り崩して各種事業への充当財源にするというものでございます。この3億1,000万円取り崩しすることによって残額が7億4,200万円になる、こういう説明がございました。

次に、40ページ、雑入でございます。風力発電の協力金250万円措置されてございます。これは、前年に比べますと、大幅な落ち込みでございます。会社によって大変な赤字の会社があるようでございます。今回の措置は、50万円が1件と200万円が1件、2つの会社のみを措置したということでございます。

それから、財政全般についてでございますが、3月15日の広報にも詳しく財政事情のお知らせがあります。基金の関係についても若干説明がございました。基金というのは、広報の段階では「貯金」という言葉でわかりやすく表現しておるようでございますが、21の基金があります。合計39億円ぐらいあると。これはそれぞれの目的別基金の取り扱いによって順調に推移しておる。借入金も380万円ぐらいあるわけでございますが、資産の段階ではにかほ市の財政状態は健全レベルにあると、こういうふうな説明がありました。

次に、歳出でございます。

45ページ、議会費でございます。負担金に25万円、金額は小さいんですが、東北日本海沿岸の議員協議会があるようでございます。構成メンバーは秋田、山形、新潟3県で18市町村、今回は秋田県が当番ということで、秋田県の中にかほ市が当番だということでございます。これは、役員会、あるいは総会、講演会、にかほ市の視察、こういったことが予定されておるということでございます。

由利本荘市の議会との交流も検討中でございますが、これにつきましては、大体方向性が固まった段階で予算補正したいと、こういうふうな説明がありました。

次に、47ページ、総務管理費の報償費でございます。95万8,000円措置されてございます。内容を見ますと、合併三周年と象潟中学校の竣工式の合同式典ということでございますが、これについてもいろいろ意見がありました。

合併三周年と象潟中学校の竣工式と一緒にするのはいかがなものかと、明確にすべきでないかと、こういうふうな意見が出ました。これから先、仁賀保中学校の竣工もあるわけでございます。そういったことからこういった意見が出されました。

次に、48ページ、同じ総務管理の中の委託料でございます。1,238万7,000円措置されてございます。これは広報等の配布業務の委託料でございます。これについても意見が出されました。これは103の町内会にお願いしているわけでございます。当然基準に基づいた公金の支出でございますが、受け手の町内会の段階では、町内の予算を通すもの、そうでないもの、町内の事情によってい

るいろいろあるわけでございます。公金の支出ですから、事故のないように十分配慮していただきたい、こういうふうな意見が出されております。

次に、49 ページ、同じ総務管理費の補助金 540 万円でございます。これは歳入の段階でも触れました馬場院内線のバス運行に関するものでございます。先ほど歳入でお話したのは象潟合同タクシーの初期投資があるわけで、これに対する補助金が 60 万円、それから、運行に対する補助金、これが 480 万円、これは前に運行した羽後交通の例に倣ったものであるようですが、これをトータルして 540 万円の補助金でございます。4 月 1 日から半年間試験運行をする、その間に乗車した方のアンケートとか、1 日に 4 往復運行されることなどが広報に記載されておりますけれども、その半年間の試験運行しながら利用者のいろいろな意向把握に努める、こういうふうなことがございました。で、試験運行より先、つまり 10 月 1 日以降、これについても市としては継続の方針である、こういうふうなお話がなされました。

次に、53 ページ、企画費の負担金、これも金額は小さいんですが、20 万円でございます。日本海沿岸東北自動車道 ― 日沿道の山形・秋田県境建設促進期成同盟会のものでございます。これは県境でございますので、にかほ市、それから遊佐町が中心になるわけでございますけれども、両県で 6 市町で構成されております。本県では秋田市、山形県では鶴岡市、酒田市、こういったところも入っております。6 市町で構成されております。20 年度中にこの期成同盟会を立ち上げたい、こういうふうな説明がございました。

同じページの広報費の報償費、金額は小さいんですが、4 万 8,000 円、広報モニターの関係で予算措置されております。これは 3 月 25 日までに 6 名をめどに公募したい、こういうふうなことでした。

この 6 名の方々に広報についてどういったものを期待するのか、こういうふうな意見も出ました。その 6 名の方も結構なわけですが、むしろ平常時広報についてはいろいろ市民からいろいろなお話が寄せられるのではないかと、要望も含めて。そういった市民の声、そういったものを実現できるものは広報の中でとらえていくと、そういうことがむしろ大切だし、大きなことでないか、こういうふうな意見が出されました。

次に、54 ページ、ちょっと長くなって恐縮ですが、交流促進事業費補助金として 260 万円措置されてございます。これは首都圏のふるさと会の運営補助金でございます。昨年までは 3 地区別々にやっておりましたけれども、20 年度は一本になってふるさと会を開催すると、こういうことでございます。旧地区からの財源の持ち出し、それは一切ないようであります。

従来の地区の関係をいろいろ見てみますと、情報交換会が中心で、おいでになる方々も比較的限られているといえますが、固定客みたいな感じが強いと。逆にこちらから行く場合も必要ですけれども、例えば何年に一回とか、故郷に来てもらって、故郷の姿をきちっと見てもらう、こういうふうな企画などもあっていいのではないかと。つまり、首都圏のふるさと会も本年度が初めてでございます。ですから、にかほ市としても、少し感覚を変えて、新市としてのシャープな考え方、そういうものもあっていいのではないかとというふうな意見が出されております。

次に、55 ページ、情報化推進費でございます。3,474 万 4,000 円措置されてございます。これに

についても意見が出されております。非常にお金のかかる事業ではございますが、費用対効果、そういったものも当然にあるとは思いますが、時代の大きな流れでもあります。行政として時代の先端に行くような情報化の取り組みといいますが、そういう姿勢が必要でないかと。これが非常にスムーズに行った場合は人員の削減にもつながるということであろうと思います。さらには、いろいろと言われております電子行政、こういったものの検討も少し前に進めてほしい、こういうふうな意見が出されております。

57 ページ、賦課徴収費で報償費の中に 1,028 万 1,000 円、これは前納金の報奨金でございます。これにつきましては、御承知のとおり本年は 2 分の 1 の 0.5%、21 年度で — つまり本年度いっぱい、21 年度から廃止される、こういうものでございます。

次に、127 ページ、常備消防費、全体で 4 億 9,549 万 9,000 円、措置されてございます。消防関係の職員、定数が 65 名に対しまして、女性の方も含め 64 名おるようでございます。勤務状態についていろいろ意見が出ました。勤務についてはローテーションを組んでおるので、過重な状態ではない、それから、消防職員の場合は退職した場合 100% 補充していただいている、こういうふうなお話がありました。

次に、最後になりますが、132 ページ、災害対策費に委託料 1,530 万円でございます。これは防災行政無線を整備するための実施設計でございます。これは防災行政無線を一元化したい、こういうものの年次計画の事業費でございます。19 年度から 22 年度が最終年度ということでございます。

以上、申し上げましたが、当委員会に付託になりました議案第 45 号平成 20 年度にかほ市一般会計予算につきましては全員の賛成で可決に決しております。以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。 — 16 番竹内賢委員。

16 番（竹内賢君） おはようございます。1 点だけ伺いたいと思いますが、50 ページの、いわゆる委託料 13 節の関連で、議案質疑の際にも……

【総務小委員長（池田好隆君）「当初か補正かどちらですか」と呼ぶ】

16 番（竹内賢君） 当初予算です。

50 ページ、議案質疑の際にも質問したんですけれども、各種施設管理委託料について、これは財政改革大綱や集中改革プランの中で全体の施設の中で 22 施設を指定管理者に移行したいと、そういうものが 20 年度にというふうになっています。その問題について、今の小委員長の報告の中では触れていませんでしたので、委員会の中で集中改革プランに関連して、指定管理者制度移行についての当局からもっと詳しい、具体的な内容まで深めた審議がされたのかどうか、伺いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） 委託料の関連で、つまり民間委託といいますが、指定管理者制度、その辺あたりの移行、前の一般質問、あるいはその辺ではいろいろ議論があったわけですが、当委員会では、残念ながらこの委託料の関係については、この予算だけで、その関係については触れておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかにありませんか。 — 21 番本藤敏夫委員。

21 番（本藤敏夫君） 歳入のことについて、補正と当初絡みますけれども、もし審議しておればお聞きしたいと思います。

というのは、先ほど委員長のほうからもお話しありましたように、市政旬報といいますが、広報が配布されています。その中で、にかほ市は健全な財政に向かっているという内容で、一般市民にとっては将来の財政、特に歳入に関して若干の不安を持っているのではないかなと、こう思います。今回の補正でも、補正では増額で、19 年度後半の企業実績が若干不況な状況になり、当初予算は減額という状況で企業城下町の様相を明らかに呈しているわけではありますが、将来、次年度以降の将来にわたって、自主財源の確保で増額になる見通しがあるのかないのかという、見通しについて議論されておりましたら御報告願いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） 財政についてはなかなか難しい問題があります。つまり経済は生き物でございますので。ただ、当局からは当然のことのように健全財政を維持したいというふうな姿勢は非常に伝わってきております。経済の状況によっては、企業関係の法人税、それから個人市民税、こういったものについても大変な影響が出てまいります。ですから、先ほどもちょっと触れましたけれども、企業関係については、今の円高の進行、これがいつまで続くかということは予測がつかないわけでございますけれども、折に触れて会社の決算状況を見ながら、補正が必要だという場合は素早く補正で減額をするとか、そういうふうな対応をしたいと、こういうふうなことでございました。

それから、歳入の関係の増額要素というのは、これもなかなか見通しが非常に厳しい状況だと思えます。議会でいろいろ出ていますとおり、企業誘致の関係とか農業振興、漁業振興いろいろありますけれども、いずれ市の姿勢とすれば、健全財政を歳入歳出とも、特に歳入については不安な要素があったら補正で素早く対応すると。いずれ健全財政を維持したい、こういうふうな気持ちは十分に伝わってまいりました。

【21 番（本藤敏夫君）「はい、わかりました」と呼ぶ】

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。 — 12 番村上次郎委員。

12 番（村上次郎君） 2 点質問します。補正 1 点、それから、来年度予算 1 点です。

補正のほうは 27 ページの一般退職手当事業負担金の関係です。一般質問でも関連ありますけれども、今回 18 人退職中 4 人が早期退職ということで、早期退職者に対する勧奨はあるのかないのか。それから、もう一つはこの事業負担金は退職者人数等による基準、そういうものがどのようになっているかと。このことを一つお尋ねします。

それから、来年度予算では、49 ページの馬場院内線バス代行です。これは今後もいろいろ問題になっていくかと思えますのでお尋ねしますが、これはこれまでの県と市が羽後交通へ補助をしてきたわけですが、それとの、この今、マイタウン・バスを動かすときの経費、これはどのぐらい負担増になっているのかどうか、そういう比較等があれば、今後の見通しといえいいですか、このような路線が生ずる心配もあるわけですから、そういうことも論議されておりましたらお尋ねします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） 第1点目の職員の退職に伴う負担金の問題でございますが、4名の方が1年を残して早期退職をするということでございますが、この退職はあくまでも自己都合によつての退職ということでございますので、退職に際して特別な市としての恩典、こういうふうなものは一切ありません、こういうことでした。

それから、当然、この事業負担金については負担割合、これが当然共済組合の段階で決まっておると思いますけれども、その中身までは議論しませんでした。当局の説明を了として審議を終了したということでございます。

それから、49ページ、20年度予算の馬場院内線の関係でございますが、予算を組む積算の段階では、今までやってきた羽後交通の例を参考にしたということでございますので、合同タクシーさんからも計画書といいますが、何年分かは承知しておりませんが、計画書が出てきたものと思われまふ。それを参考に今回予算措置をしたということでございます。

それで、4月から9月までは試行ですよということで、試行の段階の予算措置でございます。ただ、基本的には10月からも運行したいのだと、こういうことでございますので、内容等については、また議会のほうで触れる機会があるのではないかとということで、当局の説明を了として一応決定したというふうなことでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 12番村上次郎委員。

12番（村上次郎君） バスの関係でもうちょっとお尋ねしますが、今回のような運営の仕方、例えばほかの路線が同じような条件になったということになれば、経費負担はこのような形でやっけていけるのかどうかちょっと懸念されるものですから質問しているんですが、そういう点は話し合われなかつたかどうか、お尋ねします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） 市のほうに、この交通に関する委員会といいますが、そういうものがあつて、全体の路線についての検討は当然なされていると思うんですが、そこまでの議論は当委員会ではしませんでした。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生小委員長（菊地衛君） おはようございます。去る3月11日、当委員会に付託になりました案件の審査が終了いたしておりますので、報告をいたします。

議案第36号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項について、賛成多数で可決いたしております。

議案第45号平成20年度にかほ市一般会計予算中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事

項、これも賛成多数で可決いたしております。

審査の内容について若干申し上げたいと思います。

議案第 36 号は、年度末を控え、これまでの事業の実績や確定、精算による増減など、付託された款項目について鋭意審査をいたしました。

委員会で取り上げられた中から幾つか申し上げます。

歳入の図書売却代では「象潟町史」の販売方法、販売冊数が問題となりました。これまでも委員会で何度も意見を述べておりますが、抜本的な対策が必要と思われまます。

後期高齢者医療制度システム構築委託料では、4 月から順調にスタートすれば必要のない部分ではありますが、国の制度の一部凍結などによつての補正となっているようであります。

清掃費の中の循環型社会形成地域計画作成負担金は、当初にも出てまいりますが、由利本荘市と共同で進める焼却施設の建設計画に関するものですが、平成 20 年度に繰り越すための減額で 20 年度に地域協議会を設置して用地設定などへ動き出す計画のようであります。

保健体育費の都市対抗野球 T D K 優勝記念学童野球大会補助金の減額は、今年度第 1 回大会を開催する予定で予算計上したものの、他の大会とかち合い、日程調整がうまくいかず、ことしは準備期間として 20 年度を第 1 回大会とすることで関係者と協議しているとのことからの措置で、多少支出してあるのは、既存の大会へ T D K 優勝記念のタイトルをつけたものの経費という説明を受けております。

続いて、議案第 45 号ですが、当委員会に付託になっています予算項目は、戸籍住民基本台帳、住民対策、社会福祉、老人福祉、身体知的障害福祉、児童福祉、生活保護、保健年金、災害救助、保健衛生、清掃、簡易水道、学校教育、社会教育など、そのほとんどが恒常的にかかる人件費や会議費、委託料や負担金、補助金や扶助費などで、平成 20 年度においても、にかほ市の総合発展計画をベースに、市民の福祉向上、衛生健康管理、子育て支援、安心・安全、教育や文化向上に寄与すべく予算計上・配分となっていると感じられます。

所管する主な事業としては、仁賀保統合中学校体育館建設、水源の確保、フェライト子ども科学館リニューアル、自殺予防の法律相談、病後児・子育て支援、地球温暖化対策、院内小学校耐力度調査、後期高齢者医療などが挙げられます。委員会では細部にわたり審査をしておりますが、何点が申し上げたいと思います。

歳入の学校給食納付金では、費用と滞納繰越などについて質問がありました。この部分は象潟地区の小・中学校分で、小学校が 1 食 250 円の 685 人分、中学校が 285 円の 377 人分の 190 日程度の計上となっているようですが、滞納については所在不明の人もいるようで、委員からは不納欠損もやむを得ないのではないかと意見も出ております。

また、市内の他校との比較では、小・中学校ともそうですが、最低と最高の価格の差が 35 円ございます。生徒数の多い少ない、あるいはセンター方式、自校方式などの違いはあるものの、平等にいかないものかとの意見があり、教育委員会としても公費を投入している以上、市の一元化が望ましいという考え方を持っているようですので、今後、人員やシステムについて検討したいとのことでした。

地域支援事業の各委託料についての質問がありましたが、生活機能評価や介護予防診断など、高齢者の実態把握や介護予防のための由利組合総合病院への健診委託などが含まれているようです。

また、後期高齢者医療への多額の支出には反対の意見がありました。

幼児等予防接種委託料は、青年層のはしかの流行が話題になっておりましたが、はしか予防のため、就学前に1回しか受けていない世代の中学1年生、高校1年生を対象に、平成20年度から5ヵ年で終了するとしております。

自殺予防サロン活動委託料は、額が極めて少ないので質問がありました。この活動に大変熱心で訓練されたほたるの会という方々がボランティアで活動していただけるということで、サロンですからお茶を用意する程度の支出になっているようです。

小・中学校の各種学力検査の中にアルファベットでQ.Uという説明がありました。これは不登校の可能性といじめの可能性の傾向を読み取れる検査だそうで、このデータをもとに教師が話し合うということで対応・対策が立てやすくなるというものでした。

仁賀保統合中学校体育館建設については、本会議でも説明があったように、今月末に設計が完成する予定のようで、おおむね象潟中学校の体育館の大きさ程度ということのようですが、特徴としては冬期間のトレーニングスペースを配置しているとのことのようです。

また、白瀬フェアに関して20年度も自衛隊の音楽隊を招聘する計画のようですが、昨年も自衛隊の問題があり、ことしもイージス艦の事故などもあり、委員からは、南極観測は平和目的、平和利用の視点から世界各国共同で調査している場所で、南極には国境も国籍もないと言われていることなどをかんがみ、いつまでも自衛隊でなくてもいいのではないかと意見が出されております。

まだまだたくさんの事柄がありますが、最後に天然記念物の島の買い上げ状況についての質問がありましたので報告いたします。九十九島と言われておりますが、平成13年の調査で実際は103島と確認され、うち公有地が50島、私有地が53島で私有地の53島のうち31島が購入可能ということで進めてきたようであります。平成19年度で23島購入済みですので、約75%ということになり、残り8島については平成20年度で3島、21年度で5島購入し、事業の完了ということの予定だそうであります。

以上、報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。 — 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） 3点お尋ねいたします。

1点目は、今、お話に出た仁賀保中学校の体育館の件で、象中程度の大きさということでしたが、今の仁賀保中の体育館よりは広いのか狭いのか、これが1点です。

それから、フェライト子ども科学館のリニューアルが予定されておりますが、この中身について、リニューアルするには、単なる建築会社というよりも中身が中身だけに相当専門的な知識なりスタッフを有する会社でないといけないのかなという感じがしているんですが、その辺について、業者及び中身について審査されたらお尋ねいたします。

それから、3点目ですが、給食関係の食材です。今、マスコミにももちろん大きく取り上げられて、

中国産の冷凍食品、相当安いんだけど敬遠するというような、民間はもとより各学校でもそういった動きが出ておりますが、その辺について教民では話し合われたかどうか。以上です。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（菊地衛君） まず最初に、体育館の広さですけれども、特に委員会の中で比べて審査はしていませんけれども、確実に広くなることは確かであります。

それから、フェライト子ども科学館のリニューアルの内容については、残念ながら、当委員会では中身までは審査しておりませんが、過去旧町時代に一度リニューアルしたことがあります。その際は、やはり博物館を専門に担当する業者、日本には何社かあるようですけれども、その専門の業者に委託契約をするという形で進めてきたいきさつがありますので、恐らくそういった形になるかと思えます。

それから、食材の件ですけれども、当局の説明によりますと、中国産は使っていないというのが基本的な考え方とありますが、基本的にやっているようです。なるべく地元の食材を利用して、おいしい安全な食べ物を子供たちに提供していますというような御回答をいただいております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。 — 15 番榊原均委員。

15 番（榊原均君） 2 点ほどお伺いしたいと思います。平成 20 年度一般会計予算関係でございます。

1 点目、86 ページでございますけれども、先ほど委員長も触れておられますけれども、自殺予防関係の予算でございます。やはりなかなかゼロにならないというのが現状でございますけれども、この予算執行に当たってぜひ効果を出していただきたいと思うんですが、この辺のところ、さらに掘り下げた形で委員会で審査された内容がありましたらお知らせいただきたいと思えます。

もう一点でございます。91 ページでございます。ごみ焼却費の補修関係でございますけれども、20 年度も 1 億 2,000 万円、補修工事ということで、大変老朽化しておりまして、一日も早い、広域のほうになるわけですけれども、この予算に関連した、広域の地域協議会が立ち上がるということでございますけれども、その辺に絡んで広域のごみの焼却場の件についてさらに掘り下げた審査がなされましたらぜひお聞かせいただきたいと思えます。以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（菊地衛君） 最初に、自殺予防の件ですけれども、平成 19 年度、秋田大学医学部の協力を得て住民アンケート、大変回収率のいい、大学の担当の先生方も大変びっくりしているという調査結果がまとまっております。それに基づいて、今後、市として、あるいは大学と協力をして自殺予防の対策をやる立てていくということまではお話ししております。この予算に出ています少額の予算については、先ほど申し上げましたほたるの会という、大変熱心なボランティア、あるいはいろんな講習を受けている方たちが、それこそボランティアで自殺予防の活動をしてくれるということで、できれば市内にそういった多くの団体が誕生してくればなというふうに私個人的にも考えております。

それから、由利本荘市との共同の事業については、来年度、地域協議会の中での話し合われるということで、いわゆる焼却場の建設場所についてもおおむねめどはついているような — 事務

方での話ですけれども、ただ、非常にデリケートな、焼却場の場所の問題というのはデリケートな問題がありますので、まだ決まっていないう公表はできないというところで、広域の詳しいところまでは委員会では審査はいたしていません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 15 番榊原均委員。

15 番（榊原均君） ごみ焼却場の件なんですけれども、委員会の審査の中でおおよそ何年度ぐらいをめどに完成したい、みたいな、そういうはっきりしたものは出ていないと思うんですけれども、その辺の見通しについて審査されましたらお聞かせいただきたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） しばらく休憩します。

午前 10 時 53 分 休 憩

午前 10 時 53 分 再 開

一般会計予算特別委員長（山田明君） 再開します。

教育民生小委員長。

教育民生小委員長（菊地衛君） 平成 20 年度から地域協議会を立ち上げて、順次計画をして、平成 26 年度には稼働したいと、建設が終了して稼働したいという計画で今進んでいるようであります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5 番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5 番宮崎信一君）登壇】

産業建設小委員長（宮崎信一君） おはようございます。当委員会に付託になりました事件につきまして、審査を終了いたしましたので報告をさせていただきます。

議案第 36 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）中、産業部、建設部、農業委員会に関する事項、それから、議案第 45 号平成 20 年度にかほ市一般会計予算、産業部、建設部、農業委員会に関する事項、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

審査の内容を若干御報告させていただきます。

議案第 36 号、補正でございますが、ほとんどが係数の整理と工事の精算、また、入札差額によるものでございます。

歳入においては、17 ページになりますが、14 款 2 項 3 目住宅費補助に国庫補助金として従来から計画されておりました松ヶ丘団地建設に 308 万 4,000 円、また、これは法制改革によりまして火災報知器、1 個 6,000 円でございますが、これを 84 個購入の分として補助をいただいております。

歳出のほうです。37 ページ、6 款 1 項 3 目 22 節補償補填及び賠償金につきましては、議案第 27 号にもございますが、自動車事故の賠償金であり、歳入の共済金により支払いをされております。

同じページで、6 款 2 項 2 目林業振興費、19 節の負担金及び交付金でございますが、森林整備地域活動支援金が 356 万 1,000 円減になっております。こちらは制度の改正によりまして面積的な条件、また、単価が半分になったこと、いろいろな条件が変わったせいで減額となっております。委員の中から、どうしてこういう制度をもっと使わないんだということでございます、今後、組合や、また行政への P R 不足があったのは間違いないということで、本年度は周知をいたしたいということでございます。

続きまして、議案第 45 号平成 20 年度一般会計予算でございます。

歳出のほうでまいります、120 ページ、8 款 2 項 15 節の工事請負費、市道維持補修工事 4,700 万円でございます。こちらは唐戸大橋の補修工事 2,200 万円、また、電源立地地域対策交付金 900 万円を財源として、象潟中学校線等の舗装維持工事に 1,000 万円ほど、あとは各地区要望の工事として道路路肩改修 1 カ所、側溝整備 3 カ所、安全施設整備 3 カ所、道路照明灯設置 1 カ所、歩道整備 1 カ所として 1,500 万円を計上してございます。これは、合併補助の計上が 6 月議会であった場合によれば、合併補助事業に振りかえとなる予定でございます。

ちなみに、地区要望でございますが、ほとんど建設部、産業部に関するものが多いわけですが、要望件数でございます。平成 18 年度が 126 件、平成 19 年度が 99 件、うち継続が 23 件。平成 20 年度が 110 件、うち継続要望が 55 件でございます。実施件数でまいりますと、平成 18 年度が 36 件、126 分の 36 ということになりますが、予算については 1,800 万円、平成 19 年度が 19 件で 3,858 万 2,000 円。当初が 2,500 万円ではございますが、こちらのほうも補正がつけば若干地区要望に関してはふえていくものと思えます。

続きまして、124 ページ、8 款 4 項 2 目まちづくり交付金事業費につきましてでございます。私も一般質問でも質問をいたしておりましたが、アンケート内容についても審査をいたしております。市民 18 歳以上、いわゆる 2 万 5,400 人中、3 地区から 500 人ずつで、6%の 1,500 人。年代別、また男女別で選出をいたしております。回収率が 33.8%、人数にして 507 人、で、期待できるが 52.6%、260 人、これは市長の市政報告にもあったものでございます。

また、どのような機能とすべきか、これは施設のほうでございますが、子供たちが安心して遊べる遊び場の機能をつけていただきたい、これが 28.6%、216 人でございます。続いて、大規模なコンサート・舞台等に対応したホールということで 25.4%、192 人。こちらは国の基準が 400 サンプル以上の、全世帯約 9,000 世帯の 5%、450 サンプル以上が望ましいという国の基準がございまして、500 以上集まりましたので、国の基準としてはクリアをしているということでございます。

当局からは、私も質問で言っておりますが、回収率が意外に低かったのではないかと。こちらのほうは予定外だったということで、もう少しふえるのではないかとというふうな予測をしていたようでございます。一人一人個人的に回収に回る考え、また、督促をするようなことは最初から考えていなかったということでございます。

また、賛成討論の中には住民・市民による検討委員会、また、議会による十分な話し合いをして

臨むようにしなければならないだろうと。そして、今月いっぱい一定の方向が見えてくるわけではございますが、暫定税率との絡みもありまして、国の採択には不安もあるということでございます。交付決定は5月連休後になりそうでございますが、その後調査に入りたい。国への申し入れのためには、当市である程度の計画を出さなければならず、調査のためのコンサルをお願いした予算となっております。

また、課が横断するものですから、教育委員会、また建設とあわせた総合の検討的な、我々議会の中にも委員会をつくる必要があるのではないかとというようなことも出ております。以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 11 番佐々木弘志委員。

11 番（佐々木弘志君） 産業建設小委員長に質疑いたします。

平成 20 年の予算書 111 ページ、7 款 2 項観光費 13 節委託料、第三セクター統合計画委託料、これについて審査されているかお伺いいたします。また、審査しているとすれば、その審査の中で財団法人にかほ市開発公社並びににかほ市観光開発株式会社について、審査時点の借入金はあるのかなのか、当局に質問をしているのでしょうか。それから、この件については、9 月期決算についてはゼロであるという報告を受けておりますので、あくまでも審査時点における借入金について調査されたかということでございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 審査のほうはいたしております。お伺いをいたしておりますが、そこまで深く踏み込んだ審査はしておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。 — 16 番竹内賢委員。

16 番（竹内賢君） 3 点ばかり伺いたいと思います。

1 点目は、当初予算の 120 ページです。20 年度一般会計予算の 120 ページ。工事請負費の 4,700 万円について、唐戸大橋について 2,200 万円という話でしたが、唐戸大橋の名前からして、当市の観光とかそういうものに、あるいは立地する場所、そういうところから、設計、あるいは設置する場合、どういうものにするか、そういう話が当局のほうからあったのか。極めて特徴のある橋にすることが将来有意義だと私は思いますので、その点についてお話し合いがあったのかどうか、伺います。

2 つ目は、124 ページの 8 款 4 項 2 目のまちづくり交付金事業についてです。かなり詳しく審議されたと思う今の説明ですけれども、例えば、アンケートの内容についても審議・審査をしているということでしたが、アンケートを見ますと、極めて何というか、意識的というか、恣意的な文が読み取れる内容があるわけです。30 億円の建設費のうち市が負担するのは 15 億円になりますと。で、市の総世帯数 9,000 世帯で割ると、1 世帯当たり 16.6 万円になり、施設の耐用年数を 50 年と設定した場合、1 ヶ月当たり 278 円になりますと。これはあくまでも建設費だけであって、例えば施設の維持管理運営費については、市長は 1 年間約 4,000 万円という話をしていますが、そういうものについては全然触れられていない内容で、ただ単なる 1 軒当たり月 278 円ですと。それも 50 年間と。

この間にいわゆるメンテナンスもかなり出てくるわけですが、そういうものについては全然触れられない内容でのアンケートについて、委員会としてどういう — アンケートについても審議をしているというお話でしたので、これらについても触れられた、あるいは意見とか、あるいは当局に対する質問とかあったのかどうか伺いたいと思います。

3点目です。127ページの土木費の住宅費、公営住宅の建設工事が2億335万9,000円で松ヶ丘に1棟12軒分、2階建てで建設をするということになっていますが、その内容について、これまでずっとつくられてきた公営住宅と今回の住宅はどこが違うのか。経験に基づいてきちんと精査をされて、そしてつくられると思うのですが、それらについて委員会として聞かれたのか。例えば、お年寄りが入る場合に、あそこは今、大きいお店も閉まっています、近くですね。そういうことも条件として話し合われて、今こういうふうに10数年前からつくられた計画に基づいて今回も建てますよと、そういうものなのかどうかですね。審議された内容について伺いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） お答えいたします。

第1点目の唐戸大橋でございますが、昨年度に現地調査を行っております。大分下部のほうに傷んでおりまして、そしてまた、つけ根がカーブになっておりまして、調査する、そして工事も大分かかるであろうということで、今回2,200万円の工事費がついたわけでございますが、観光的なこととということの説明は受けておりません。あくまでも、あそこは塩害がすごく強いので、塩害に対して丈夫な橋をつくと、幹線道路になりつつあるということでございますので、工法も新たに塩害に強い橋をつくらうということで報告を受けてございます。

それから、アンケートに関してでございますが、竹内委員のおっしゃるとおり、私もそのいわゆるランニングコストについて明記もないし、あくまでもこれは建設費の中での算定ではないかということで委員会でもありました。で、やはりそういうことではうまくないのでないかと、アンケートのとり方が。ところが、このアンケートをとるにも、これは竹内委員に言わせるとずるいという言い方になろうかと思いますが、国の基準、これは国土交通省のまちづくり交付金というところから出ております。国の基準というものがございまして、基準を満たせばよろしいということで、これが国の基準に合ったアンケートということでございます。

そしてまた、その中でもこの管理運営なども例えば第三セクターがやる、もしくは管理運営委員会のようなものを立ち上げてやる、また、民間に全部やらせる、さまざまなことを考えねばならない、これも話し合いをしていかなければならないというふうに説明を受けております。

松ヶ丘団地につきましては、1棟12戸分、場所については、今囲まれている、ちょうど輪になるような感じで、ちょっと遊び場の松の木あたりに12戸分ができるということでございます。なるべく老人配慮したという、お年寄りに配慮したということもございしますが、ほかの棟は3階建てでございますが、この棟は2階建てでございます。2階建てにしたものについては、いわゆる3階になるとということでエレベーターの設置義務が出ると。そして、今、この住宅需要に関しても12戸あれば十分間に合うということでございました。

それから、ちなみに質問ではございませんでしたが、駐車場の整備をしたい、今、真ん中のとこ

ろが土になっておりますが、そこを舗装して駐車場の整備をしたい。当然駐車料金も発生させねばならないというふうなことも伺っております。

よろしいですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） まちづくり交付金事業の中で、説明もありましたが、報告もあったわけですが、500人ずつの1,500人、そして、回収が507人なので、500人以上なので国の基準に合いますと、サンプルの、いわゆる何というか、収集については。ところが、そのうち「期待する」、あるいは「少し期待できる」と、これが267人で52.6%です。ところが、実際にアンケートを出したのが1,500人と。したがって、そのうちの267人だとすると、この「期待できる」「少し期待できる」というのは17.8%なんです。こういう問題について、委員会としては、国の基準は国の基準としてあるけれども、本市としてこのまちづくり交付金事業についてどう対処していくのかということ、あるいは市民の意識がどうなのか、そういうものについて審議されたのかどうか、伺いたいと思います。

2つ目は、公営住宅です。今のお話ですと、3階建てではなくて2階建てにしますと。エレベーターが要らないので、建設費とかもかからない。したがって、では、今回のこの2階建ての12棟、これの入居基準というか、あるいは入居者をどういう想定をしてどういう人方に入ってもらいたい公営住宅なのか、そういうものについて皆さんのほうで当局から聞いていますか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 初めに、アンケートについてでございますが、同じような意見が出ました。ところが、これはまだいわゆる国からの決定がなされていないところでございまして、3月、今月いっぱいでおおよそ知り得るということでございました。内示があるということでございます。ところが、この国の内示につきましても、ある程度市のほうでも計画を出しておかなければもちろん国のほうでも交付はしてくださらないだろうと、そういうことで、ぎりぎりのところでのアンケートだったのではないかなと思います。

先ほども申しましたが、後、例えばこの計画が無理ということになれば、当然話し合いの中である事業についてはカットになる場合もあるかと伺いましたところ、それもあり得るというふうにご伺っております。ただ、今の内容につきましては、いわゆる交付決定をいただくまでの内容で、その後、いろいろな話し合いを持ちたいというふうなことを伺っております。

それから、松ヶ丘団地につきましては、入居規定については従来と同じということでご伺っております。今までの入居規定でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 今のまちづくりについて審議内容を伺いたいんですが、今、国土交通省の道路特別会計の中での暫定税率とか、そういうのが今、国会で論議されているわけですが、このまちづくり交付金事業についても、議案質疑の際にも言ったんですが、全体事業のうち40%を限度にして国からまちづくり交付金事業としてやりますよ、このアンケートにもついていましたけれども、そのうちの40%、いわゆる40%のうちの40%、全体事業の中でいうと16%ぐらい、

このぐらいがいわゆる道路特別会計から出ていると、そういうふうに言われていますし、今回のこういう国会の状況によって、例えば全部一般会計に入りますよと、そういうような場合等はどうなるのかというものについても話し合われたんですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 議員のおっしゃるとおりでございます、そういうお話を、また、質問をいたしました。暫定税率の絡みもありますので、100%採択ということではないと、いわゆる国の交付金が100%受けられるということにはならないだろうと、そういう不安を持っているということで伺っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 21番本藤敏夫委員。

21番（本藤敏夫君） 事前に産建委員長に質問事項を出しておきましたので、その回答をいただいておりますが、予算的にも、それから、前に配付された「まちづくり事業です」開館までのスケジュール等の資料を見ていると、劇場コンサルタントの業務委託がされると、総合文化施設に対する核になる部分がもう決まってしまうんじゃないかと。議会の議員の意見というのが、具体的にはほとんど整理されていない状況にありますので、今後、その核になる機能等について、議会として意見を出す機会が得られるのかどうかという質問を出したわけですが、その回答を見ますと、「今後議論が出ればメニューの変更はできる、取りやめもできる、計画そのものが概算であり、決まり次第説明できる」という御回答をいただいておりますけれども、議会の特別委員会では全市全世帯のアンケート調査をやるべきだという意見を出しておりましたけれども、そのアンケート調査もなくなっていますし、ましてや我々が市民に説明をするとすれば、具体的なことを徐々に説明していかなければならない段階にありますし、ましてやそのために個々の議員の意見もこの計画の中に盛り込んでもらわなければならない、そういう思いがありますので、あなたのほうの委員会で私の言わんとするところを担保できると考えられたでしょうか。そこをお聞きいたします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 担保までということは問題がございますけれども、アンケートを今後とるとらないという議論はいたしておりません。それは今後検討委員会等ですべきものかなと思います。

また、国の採択基準といたしまして、いわゆる基準といいますが、こちらからの15の事業メニューを出してございます。道路、公園、それから、名称は文化センターではなく、今は地域交流センターというふうになりましたが、それがいわゆる国のほうに定めたものにして事業が合致しているかどうか、また、そういう指標をクリアしているのかということで、今審査中というふうに伺っております。ですから、この審査の中でこの事業がおかしいというものであれば採択にならないということもあると。つまりは、今3月に内示がありまして、そこでもし内示で採択になりそうかどうかということであれば、それからこの事業についての綿密な計画をしていくと。そのための、どこから入るかということが、残念ながら当局のほうもあまり詳しくないと。それでコンサルを使いたいというふうに伺っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） 前のお二方と同じです。まちづくり交付金に関して、きょう減額修正の動議案がのってありましたが、これは当然反対だということだろうと思うんですが、委員会では特にこれに関して反対だという方がおらなかったのかどうか、これが1点。

それから、松ヶ丘の市営住宅にかけして、松ヶ丘はこれで完了という当局の説明でしたが、市全体の住宅政策として、今後増改築、あるいは市営住宅の廃棄、そういったお話が委員会であったかどうか。以上です。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 委員会の中では、反対というよりは心配するという声がありました。大変心配をいたしておるという声がありました。

また、住宅については、今後の計画に基づいて順次住宅をつくる — 予算のこともございますが、つくっていききたい、また、改修もしていかなければならないというふうに向っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 12番村上次郎委員。

12番（村上次郎君） 同じくまちづくり交付金について質問をします。アンケートの関係ですが、国の基準でやっているという回答だったわけですが、国の基準というのを言われればそうかと思いがちなんですが、その国の基準に、それでは例えば市の負担額が幾ら幾らと、そして耐用年数は50年と見るようにとか、1世帯あたりはこうだというふうに示すようにとか、あるいは維持管理費、いわゆるランニングコストは見ないでアンケートをとったほうがいいとか、そういう具体的な国の基準がこのアンケートをとるに当たってどのようになっていたのかというのが質問の一つです。

もう一つは、このアンケートの結果、今日配られましたので、急いで見たんですけども、その中核となる総合文化センター、このアンケートの結果の読み取りをどのようにしたのか。これを見ますと、「期待できる」が42.1、「期待できない」が30.7で、何か期待できるほうが多いなというふうに感じますが、実は「どちらとも言えない」というのが27.2%あります。それを半分ずつ、「期待できる」「期待できない」ほうに分けても、結果はかなり「期待できない」がふえて、「期待できない」が44.3%にもなると、こういうふうにも読み取れるんですが、その読み取りをどのようにしたかと、その2点をお尋ねします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 同じような質問を当局にもいたしております。が、このアンケートについては、こういう形でやりなさいということに来ていただいております。それ以上のことは伺っておりません。

それから、パーセントのことですが、……

【傍聴席から「おかしいぞ」と呼ぶ者あり】

産業建設小委員長（宮崎信一君） パーセントのことですが、地域交流センターについてのパーセントが今、村上委員がおっしゃったとおり、極端に多いということにはなっていないということで心配であるという、先ほどの意見が出ております。以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 14 番佐々木清勝委員。

14 番（佐々木清勝君） まちづくり交付金事業の件でございますけれども、今いろいろ御報告ありましたけれども、委員長報告の中で、今回のこのまちづくり交付金事業について委員の間の中では「心配しておる」というような表現がございましたが、これはこの事業が採択になること、あるいはならないかということについての心配なのか、このまちづくり事業を実施することが心配なのか、その辺のところ、いま一度明確にお知らせいただきたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 後者のほうの、予算がやはり 46 億ということでございますので、こういう大事業に対しまして、こう進んでいくことの中で、本日のような、こういう御意見が出ております。やはり当委員会としてもこういうものを、いわゆる話し合いを密にしていかなければこういうことは進められないのではないかとということで心配をしていると。後者のほうでございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 14 番佐々木清勝委員。

14 番（佐々木清勝君） では、いま一度確かめたいと思いますけれども、今、この総合文化施設、仮称文化会館ですが、これは大変多くの市民がみんな注目をしておる事業でございます。なおかつ産業建設委員会としてはこの議会の中でも専門的に扱う委員会でございますので、この道路特定財源の関連等から見て、今、国の事業の採択が従来と変わってきておるということは、私も情報で知っておるわけでございますけれども、いま一度、時間的余裕があるとするならば、この計画全体を見直す、あるいは文化会館の建設について、心配ではなくて、根底から見直すと、こういうような御意見は出なかったものでしょうか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 見直すというような意見は出ておりません。そして、まだ今月末でなければ採択になるのかどうか、先ほど言いましたが、今、佐々木委員がおっしゃったとおり国のほうの暫定税率の絡みというものが大分にあるのではないかとこのふうなことで審査しております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 14 番佐々木清勝委員。

14 番（佐々木清勝君） 計画を、その中で、採択になった後に見直すというお話もあるわけですが、文化会館、いわゆるその文化施設についてはまちづくり交付金事業の大部分を占める部分なんです、その分野についても計画の見直しができる、というような御説明があったんでしょうか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） そのように伺っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。 — 15 番榊原均委員。

15 番（榊原均君） 委員長に 1 点だけお伺いします。

まちづくり交付金事業のアンケートの結果についてなんですけれども、一番最後に、「本事業について、何でも構いませんので、あなたの意見、お考えがありましたら御自由にお書きください」

という1項目がございますけれども、これについて市民の皆さんからどのような御意見、それからお考えが述べられているのか、もし審査されましたら、お知らせいただきたいと思えます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 残念ながら、まだ集計ができておらないということで伺っておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 15番榊原均委員。

15番（榊原均君） これだけ詳しく数字が出ていまして、おしまいの方は、すべて私は書いてはないと思うんです、市民の皆さんは。そんなに数は多くないんじゃないか。これがまだ集計されていないというのは、ちょっと私、腑に落ちないところがあるんですけども、そういう説明を了としたということで解釈してよろしいんですか。

【傍聴席で私語あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） はい。確かに、一番後ろに書いてあった人も、何名ということまでも伺っておりませんが、あったようでございます。そちらも、いわゆる男女別とか年齢別に分析をしたいと、詳しく分析をして御報告をしたいという旨で伺っております。残念ながら、当委員会中には間に合わなかったということです。

【傍聴席で私語あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 傍聴席の方々、御静粛に願います。

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

しばらく休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時40分 再開

一般会計予算特別委員長（山田明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第36号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 36 号に対する討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 36 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 36 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号平成 20 年度にかほ市一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 45 号に対する討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 45 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 45 号平成 20 年度にかほ市一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 11 時 43 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前 11 時 44 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 6 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）から、日程第 50、議案第 55 号にかほ市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させることに関する協議についてまでの議案 50 件、日程第 51、陳情第 1 号特別支援教育支援員の配置に関する陳情書から、日程第 55 陳情第 5 号議員報酬引き上げ条例に反対する陳情書までの 5 件及び日程第 56、請願第 1 号米価の安定と生産調整に関する請願、計 56 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務常任委員長。

【総務常任委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務常任委員長（池田好隆君） 当総務常任委員会に付託になりました議案 11 件、陳情 2 件について、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第 7 号でございます。政治倫理の確立のためにかほ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。本条例につきましては、市長の資産公開に関するものでありまして、内容は変わらず、名称の変更によるものでございます。当議案につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次に、議案第 8 号でございます。にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されまして、19 年の 8 月 1 日から施行されております。これは育児を行う職員の職業と家庭の両立のための環境整備でございます。つまり、小学校就学前の養育のための育児短時間勤務というものでございます。日曜及び土曜に加えての週休日や、あるいは勤務の割り振り、そういったものを既定した条例の改正でございます。当議案につきましても、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 9 号でございます。にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。育児休業の関係につきましては、さきの議案第 8 号で述べた理由によるわけでございますが、本議案では、部分休業の場合の時間の範囲、これを 2 時間を超えない範囲、こういうふうに規定しております。さらには、育児短時間勤務をすることができる職員、あるいは勤務の形態、こういったことを規定してございます。さらには、昇任、あるいは給与の特例、こういったものも規定してございます。

国の基準と違ったにかほ市としての何か特例と申しますか、そういう定め方はあるのかというふうな質問について、特にそういった特例はない、国の基準に準じたものであるという説明がございました。さらには、この制度について職員に対する周知はどういう形で行うのかという御意見もございました。これについては、職員組合を通じての方法や、あるいは庁内のネット利用、こういうもので周知を図りたいと、こういうことでございました。さらにもう一点意見が出されております。

育児休業に関しては、民間企業に関しても指導していただきたい、こういうふうな意見等も出されております。議案第9号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次に、議案第10号でございます。にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本条例につきましては、3月12日、審議の充実を図るために、にかほ市特別職報酬等審議会の会長の板垣氏を参考人として呼びいたしました。審議会は1月30日と2月4日の2日行われ、1日目では結論に至らなかったようでありました。当局からは、諮問案、つまり議長、副議長、議員、それをそれぞれ引き上げるといふ形と、適用の期日は20年4月1日にすると、こういうふうなものでございますが、この諮問案に対する説明のほか、資料として、県内13市25市町村のうち市は13ありますが、県内13市の特別職給料等調べ、あるいは、県内の類似団体、これは産業構造、あるいは人口、面積等、そういったものの類似団体、これをにかほ市を含めて6市というふうなとらえ方なようでございますが、これの給料等の調べ、さらには、今回の引き上げで改定がなされた場合、この改定に伴うことによって年間の増額がどのくらい見込まれるかと、これは金額的には3,500万円というふうなことでございますが、こういった資料等が提出され、説明されたようでございます。

審議会の会長さんに対しましていろいろと質疑が出ましたが、その質疑の主なものを紹介します。

第1点目、質問に際して当局からどのような事項について説明があったか。2つ目、市会議員として職責にふさわしい報酬額という面で何か意見がなかったか。3つ目、市民感情から見て、実施の時期について意見はなかったか。4つ目、なぜ今の提出なのか。それから、5つ目、議員の定数についてどのような話がなされたか。6つ目、答申は委員全員 — 特別職の報酬審議会の委員は会長も含めて10名でございますけれども、その一致によるものか、こういった質問が出されまして、それについて会長から御答弁をいただいております。

審議会の答申につきましても委員に資料として配られたわけでございます。それを見ますと、いろいろな状況を総合的に勘案し、慎重に審議した結果、議員の報酬等の額は、つまり諮問のとおり引き上げるのが適当であろうと。それから、引き上げの時期、これも諮問のとおり20年の4月1日が適当であろう。さらに、附帯の意見がなされております。市民の代表者として、その職務の重要性、責任の重大性を十分認識し、より一層尽力されることを切望すると。また、市民感情や社会情勢からも議員定数を削減するべきであるとの意見を付記すると、これが答申の概要でございます。

さらに、同日、当局から提案されました議案についての質疑が行われております。こちら辺につきましては、合併時の確認事項でもあり、類似団体を参考に調整することとなっているわけでございますが、この当局の提案理由の説明に対して委員の中からいろいろと意見が出ております。

1つは、議員に内容が到着する前に既にマスコミ報道されている。その対応はどうかという点であります。さらには、住民への周知が不足している。こういった周知の情報といいますか、こういったものについては早目に情報を流すべきでないかというのが2つ目であります。3つ目、提案の根拠についても触れられております。これについてはいろいろ述べられておりますとおり、合併協定にある類似団体を参考云々、こういった話がなされております。それから、財政事情はどうかと。さらには、今回のこの提案につきましては、市当局が提案者なのに、議会が提案者のよ

うな誤解を与えているのではないかといった点でございます。さらにもう一点、政務調査費については内部での検討がなかったのかどうか、こういった意見が出されて、3月12日の当局提案に対する質疑を打ち切っております。

3月18日、討論、採決の日程でございます。この討論、採決の日程を諮る前に、総務委員の委員の2名から修正案が提出されました。それに基づきまして、修正案を上程したわけでございます。内容は、議長38万2,000円を34万3,000円に、副議長32万6,000円を30万3,000円に、議員30万7,000円を28万9,000円に改めるものであります。これにつきまして、説明は、社会情勢を考えた結果、他市の状況を見ると、引き上げ幅は大き過ぎると。諮問した額と答申額については妥当な額だとは思いますが、社会情勢を考えると、引き上げ幅が大き過ぎる。いろいろな状況から、2割程度削減した額にしたいということで今回修正案の動議を提出するというふうな説明がございました。

この修正案につきましても質疑を受けております。意見の主なものを申し上げますが、これは議員同士のやりとりでございますけれども、今、修正案を出した基本的な根拠は何か。議員定数を削減できなければ、絵にかいたもちではないか。さらには、今回の行政の対応は、住民説明が1つもなく、議会にげたを預けている。住民説明会を終えた時点で再度審議する、つまり継続審査でございますが、継続審査はできないものか。さらには、住民アンケートなど住民の意向確認はできないか。さらには、議員定数削減と報酬引き上げ、これは切り離せないものだと考える。いろいろ多種多様な意見が出ております。

この段階で一応の質疑が出尽くしたということで、質疑を終結し、討論に入りました。討論でも若干の意見がございましたけれども、最終的に採決の段階では、修正案に対して賛成多数 — 反対は1人でございましたが — 賛成多数で可決に決しております。

次、議案第10号の関係で、こういった修正部分は額だけの問題でありますので、修正部分を除く部分、つまり別表の関係、これは2,500円の関係でございますけれども、それから附則の部分、というのは、これは実施の時期でございます。これについて採決をいたしました。これにつきましても賛成多数、反対1で可決に決しております。

次、議案第11号でございます。にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは教育委員会の委員、農業委員会の委員、選挙管理委員会の委員について、合併時の決定は旧町単位のもので、他市と比較すると非常に低い。にかほ市として適切な額とするものであると、こういう説明がございました。また、学校医や学校歯科医については、医師会の申し出等もあり、従来までの考え方が1校当たりという考え方であったわけですが、これを定額に改めるものと、こういうことでございます。本議案第11号につきましても、全員の賛成で可決に決しております。

次に、議案第12号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。従来は100キロ以上に適用されていたものですが、職員とあわせて県外のみを対象とすると、こういうものでございます。これにつきましても全員の賛成で可決に決しております。

次に、議案第13号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

であります。これは臨床検査技師の職種を新たに設けるため、医療職給料表というのがあるんですが、これにこの部分を追加するというものでございます。本年度採用計画があると。高校を卒業してから3年たって、国家資格を持っている、さらにその後2年勉強された方のようにございまして、予定では平沢にある国民健康保険の診療所に配属をするというふうな説明でございまして、臨床検査技師の業務内容でございまして、これについては議案質疑の段階でもありましたし、当局が詳しく説明しておりますので割愛いたしたいと思っております。議案第13号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次に、議案第14号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。職員による産業医、これはただいま申し上げました国民健康保険の診療所におります先生でございまして、その先生の手当を本荘由利の医師会基準に合わせて、つまり増額したものでございます。具体的な業務内容であります、これも議案質疑の段階で当局が詳しく説明しておりますので、割愛いたします。議案第14号につきましても、全員の賛成で可決に決しております。

次に、議案第24号でございまして、冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについてであります。提案理由にありますとおり、辺地整備計画の変更であります。辺地については辺地法という基準に基づくものであります。説明によりますと、中心地5平方キロ以内に50人以上居住をすると、それから、辺地度数が100点以上ということのようではございますが、この冬師・釜ヶ台地区、これは点数が167点、つまり辺地に該当するというところでございます。この事業につきましては非常に補助率といいますが、非常に手厚い補助がなされております。起債の充当率が100%、その100%のうち元利償還費、これにつきましては80%、これは地方交付税で、つまり基準財政需要額、平たく言いますと経費といいますが、交付税で措置してくれるというものでございます。これについても議案質疑の段階で当局の説明があったとおりでございます。当議案第24号につきましても、全員の賛成で可決に決しております。

次に、議案第28号損害賠償の額を定めることについてであります。これは消防ポンプ自動車に関する事故でございまして、運転手の安全確認不十分による事故であります。事故率は100対ゼロでございまして、つまりにかほ市に100%の落ち度があると、こういうことではございます。積雪状態にはあったようではございますけれども、職員については厳重注意処分、こういうことではございました。

これにつきましても委員から意見が出ております。消防署で交通安全等の周知徹底、あるいは、もう一点は、議案に当局側の損害額、これも附記すべきでないか、つまり附記してほしい、次回からでございますが、そういった意見が出ております。これにつきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次に、議案第29号損害賠償の額を定めることについてであります。次は救急車でございまして、救急車が洗釜から新町のさいとうクリニックさんに搬送する途中での事故でございまして、救急車の運行につきましては運転マニュアルを定めて周知をしているようではございますが、このたびは安全確認不足というそしりは免れないと思っております。これにつきましても事故責任度合いといいますが、これが100対ゼロでございまして、職員につきましては訓告処分、それからトップの上司であります消防署長は厳重注意、こういうふうな処分があったという報告がありました。これにつきましては、全

員の賛成で可決に決しております。

次に、陳情2件でございます。

陳情第3号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情であります。これは陳情事項にもありますが、主に3点ございます。監督行政の強化。2つ目は時間額1,000円を実現してほしい。ちなみに申し上げますが、秋田県は全県でも沖縄とあわせて最も低位であります。時間給が618円でございます。これを1,000円に実現してほしいというのが2つ目でございます。3つ目が全国一律の最低賃金制度を確立してほしい。これは県によってまちまちでございます。以上3点が陳情の主な内容でございます。当陳情第3号につきましては、全員の賛成で採択に決しております。

次に、陳情第5号でございます。議員報酬引き上げ条例に反対する陳情書でございます。当陳情書につきましては、いろいろ文面があるんですが、議員報酬については議員みずからが提案するものではないというふうなことでございます。さらに、さきの議案第10号で御報告いたしましたとおり、当局提案を修正可決しているわけでございます。よって、陳情第5号につきましては、全員の反対で不採択に決しております。以上でございます。

1カ所訂正させていただきます。議案第29号であります。例の救急車の損害賠償の関係でございます。運転者の訓告処分、これはそのとおりなようでございますが、嚴重注意処分というのは「消防長」でなくて、「消防署長」ということなようでございますので、訂正をいたしたいと思っております。(該当箇所訂正済み)

議長(竹内睦夫君) これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑。 — 3番市川雄次議員。

3番(市川雄次君) 質疑をさせていただきます。議案第10号です。何点かにわたりますので、よろしく申し上げます。

まず1点目、修正案が出されて、反対者が1名出ているということになっておりますが、この反対者、原案に対する賛成をもっての反対なのか、あるいは引き上げ案そのものに対する反対の上の反対なのか、そこら辺がわかりましたら、お願いいたします。

2番目として、修正案として2割削減を述べられておりますけれども、それが総務常任委員会で可決されておりますが、その削減の理由についてはる述べられておるようですけれども、2割削減とした根拠について具体的にお話をさせていただきたいと思っております。

3点目ですけれども、他の類似団体と報酬において開きがあるということが一つの根拠になっているようですが、では、他の類似団体と報酬額において同じでなければならぬ理由というものの根拠についてどのようなお話がなされたか、お話をさせていただきたいと思っております。

4点目についてですが、合併して議員の活動範囲が広がり、活動内容も多くなったと言っておりますけれども、それとの議員報酬との関係性についてどのような根拠をもって話されたのか、御説明願いたいと思っております。

5つ目ですけれども、委員長報告の中で、当局から出された引き上げ額案は妥当であるという委員の発言があるようですけれども、今回のような市民の動きを見て、この妥当であるということと、

今回の市民の動きの関係性をどのように、このたびの委員会の審議の中で話し合われたのか、もう一度御説明をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） お答えいたします。

5点ばかりあったようでございますが、第1点、修正案に対する反対でございますが、これにつきましては、修正案の審議でございますので、修正案に反対をするということでございます。

それから、2割削減でございますが、なかなか根拠というものは非常に難しいと思いますけれども、修正の段階でいろいろお話が出ましたのは、基本的に当局の提案、これはいろいろ類似団体、これは質問にもあります議員活動との絡みがあって、議員の報酬はどうあるべきかと、これは非常に難しい面があるんですが、そういった状況は流れとしてはある程度理解できるけれども、今の市民の置かれている状況、昨年からことしにかけて税金もアップしておる、公共料金も合併によって見直しというふうな形で相当上がった部分もあると。一方、油が非常に高騰しておると。そういったことで、市民の台所を直撃しておると。そういう状況にあるので、議会としても今までの流れがそれなりに適切なものでありますけれども、議会としてやはり痛みを感じる必要がないか、この辺に議論の集中があったわけでございます。これは2割削減、3割削減、あるいは50%削減、いろいろな考え方はあると思いますけれども、総合的に勘案して、20%程度を目安にして削減をしたいと、これが修正の提案者の考え方でございました。

それから、この類似団体の関係でございますが、これも非常に難しい問題だと思います。議員報酬につきましては働きに応じた報酬、これが当然だと思いますが、その議員の働きをきちんと決める物差しみたいなものがなかなかないわけでございます、市川議員御承知のとおりでございますが。それで、一般的にとられている形はいろいろな状況、あるいは人口、予算規模、産業構造、こういったものを類似団体という形でとらえて、その類似団体とどうなのか — それはその市の財政事情もあると思います。そういったことを総合的に勘案して報酬額を決める、これが一般的なやり方なのかなという話がなされております。

議員活動の件ですが、これについても大変難しいことでございますけれども、報酬審議会の中でもこの話が若干出され、それについて当局が一応説明している部分がございます。議員の活動というのは、それぞれ決められているわけでございます。当然選挙で選ばれますし、全体の奉仕者、行政のチェック、それから住民との対話、それから具体的な政策の最終決定、行財政運営のある面では批判、あるいは監視、こういったもろもろの仕事があるわけでございますけれども、こういった形を積み上げてきたものが議員の報酬であると、そういう考え方から今回の提案に臨んでいると、こういうふうな当局の説明が報酬審議会の段階でなされているようであります。

市川議員、5番目、もう一度お願いできませんですか。申しわけございません。

【3番（市川雄次君）「休憩でいいですか。1回言っていますので」と呼ぶ】

総務常任委員長（池田好隆君） 休憩で。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 12 時 16 分 休 憩

午後 12 時 16 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き再開します。

総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） 前段でもちょっと触れたような感じがするんですが、今回の一連の流れといいますか、市当局の考え方、あるいは報酬審議会に臨んでの説明、そういったものはそれなりに理解はできる。ただし、今、この時期、市民の置かれている状況はどうか、こういうものにも議員としてきちっとした対応といいますか、これをする必要があるのではないかと。今の時期、こういうことだと思います。その辺が、ちょっと先ほどの 2 割削減とダブリますけれども、その辺が委員会で話し合われた状況でございます。

議長（竹内睦夫君） 3 番市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） 2 番目の質問で、議会としての痛みという言葉をおっしゃられて、それが 2 割であるという表現をされておりますけれども、委員長報告を伺う中では、どうも当局側がこう言っている、市議会の議長がこういうような話をされたということで、委員会の顔がちょっと見えてこないのですが、その結果として議会としての痛みが 2 割だという話をされておりますが、では、痛みが原案そのものがゼロという回答、というか、そういう話し合いはなされなかったかについてお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） 当局提案の 2 割削減、この考え方でございますけれども、これは当然この考え方だけでなく、委員会でも出ておりますけれども、議員の定数、それから報酬審議会の答申の中にも附帯意見として出ております。その辺にもきちっとやっぱり触れなければならぬだろうということで、それとのセットというわけではないんですが、関連として当然議員定数に触れなければならないと。ただし、議員定数の方向づけについては当委員会に付託された事項以外であると。議論は自由なわけでございますけれども、あくまでも議員定数については議会全体の問題だと。議論は十分にされております。例えば 24 名を 20 名に削減した場合、2,000 万円からの財政のプラスになると、こういうふうなことなんか話し合いの段階ではなされているんですが、議員定数につきましては方向づけみたいなものは一委員会のみで審議する事項ではなく、これはあくまでも全体の問題だと。議論の段階ではいろいろ出ていますけれども、その辺を総合的に勘案して、当案については 2 割程度の削減、これが適切であろうというのが修正案でありますし、それによって賛成多数で決めたと、こういうことでございます。

議長（竹内睦夫君） 3 番市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） 私は、議員報酬と議員定数はセットではないというふうに考えておりますが、今、総務常任委員長が議員定数のお話をされたので、ちょっとお伺いしますけれども、要するに、自治体の規模が合併して大きくなった結果、議員の活動が広がって、議員報酬を引き上げるべ

きだという考え方があるというふうにお話しされております。一方で、議員定数を削減するとなると、これは矛盾しているのではないのでしょうか。そこら辺についての矛盾性というものをどのように話し合われたのか。本来ならば、活動範囲が広がったら、議員の定数は多くなければならないというふうに考えるし、報酬とはセットにはできないと思うんですけれども、そこら辺の部分についてどのような話し合いがなされたか、お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） 修正案の提案段階でもお話があったんですが、議員定数の問題、これは定数の削減というのは今は全国的な大きな流れになっていると。で、この議員定数の削減の問題については、財政の議論、この中でいろいろ議論されている。自治体によってまちまちでございます。費用弁償でやっている自治体もあります。いろいろありますけれども、当にかほ市では今話したような状況から、確かに活動の範囲は広がっている、これはそのとおりでございますけれども、定数の問題、決してセットではございませんけれども、セットではございませんけれどもこの話し合いもこの2割削減の段階ではやっぱり切り離すわけにはいかないというふうな話でございます。ただ、方向づけは、何回も申し上げますが、これは議会全体の問題でございます。当委員会に付託された事項以外ということでございますので、議論は金銭の関係でうんとありましたけれども、議員の定数の削減についてはその辺からひとつ考えたいと、いろいろ話は出ましたけれども、方向性そのものは委員会としては定めておりません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 陳情第5号には、議員提案でないという意味で不採択にされているようがあります。今回この修正案が出ていますけれども、修正案とはいえ、議員が報酬を引き上げる提案をしているというようなこととの矛盾性についての意見はなかったのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） 私の説明がちょっと悪かったんでしょうか、議員報酬については議員みずからが、例えば修正とかこういう場合はあるんですが、本来的な提案といえますか、それは市長の専権事項といえますか、そういう事項ですよ。ただ、文言を見る限りでは、どうも議員が提案云々と、こういうふうなことがちょっと引っかけますねと。これが今回の不採択にした根本的な理由ではありません。ただ、審査の段階で、その辺がちょっと考え方が違うのかなというふうな話が委員会で出たということでございます。つまり決定的なあれは、さきの議案第10号で、修正案を通しておりますので、その段階で必然的に不採択といえますか、そういう形が出てくるわけですね。それで、全員の反対で不採択に決したということでございます。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） いま一つ確認しておきたいと思います。私は、議員の報酬は議員みずからではなくて、自治法で定めるとおり市民の意見を反映するために報酬等審議委員会というものを設けて、客観的な資料を提示して市長が諮問し、それに賛否を明確にすると。こういうような関係からいえば、みずから提案するものでないという意識ではおりますが、委員会でそういうような意見、私と同じような意見を持っている方はおらなかったのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） この議員定数の発議でございますが……

【21番（本藤敏夫君）「いや、報酬決定に当たったのことで」と呼ぶ】

総務常任委員長（池田好隆君） はい。大変申しわけありません。

その議員報酬についてのことについては、今回、当局から提案があったわけですが、いろいろ委員会では今の本藤議員の質問については余り深く議論しておりませんが、形とすれば、議員の仕事と、それから、何ていいますか、仕事との見合いで議員の報酬というものが考えられると、これがまず一般的に言われる考え方なわけですが、今回の提案について特に今本藤議員がお話しされたようなことはあまり委員会の中では出ておりませんですね。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点だけお伺いしたいと思いますが、昨年3月定例会で、市長の市政報告で、議員報酬については県内他市との均衡などを考慮し、報酬審議会に、1つ、平均10.16%の引き上げ、2つ、5.08%の引き上げ、3つ、据え置き、4つ目、それ以外の改定の4案について諮問をし、据え置きが適当との答申があったため、改定を見送りしたという説明があったわけです。

で、そういうことについて、したがって、先ほど総務常任委員会の中では、合併の際の協議会としての確認事項として、いわゆる類似団体とか、あるいはそういうもろもろの条件の中で議員報酬については決めるんだと、そういうことで今回のものに引き続いてきたような感じを受けるわけですが、この昨年3月定例会での問題、いわゆる審議会では据え置きが適当というふうに出したということと、今回いわゆる — 合併協定そのものの項目にはないわけですね、議員の問題については、2つしかないんですよ。48人の問題とかそういうもので、したがって、報酬については協定項目の調整事項には入っていないんですが、それらについて総務常任委員会としてはどういう話し合いがされたのかです。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） 前回の特別報酬審議会の状況等はわかっておりますので、十分それを踏まえての議論なわけでございますけれども、時間の経過、そういうことから、議員の活動の拡大といえますか、そういうもろもろの状況を判断して、市当局が今回適切な額に引き上げたとい、こういうふうな判断に立って報酬審議会を開いたということでございますので、前回の形は十分に承知した上で、今回の議案を審査したいというふうな気持ちであったわけでございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑。 — 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今の議員報酬関係で質問します。この委員会の審査の中に、議員活動の実態、あるいはその分析、例えば旧町時代はこうだったけれども、合併になったらこうだというような議員活動の実態や分析・検討がなされたかどうか質問します。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） その点について詳細な議論といえますか、そういうふうな分析等は残念ながらなされておりません。

【傍聴席で発言する者あり】

議長（竹内睦夫君） 傍聴者に申し上げます。審議の途中で発言をしないようにしてください。ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。昼食のため午後 1 時 40 分まで休憩します。

午後 12 時 30 分 休 憩

午後 1 時 40 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13 番菊地衛教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13 番菊地衛君）登壇】

教育民生常任委員長（菊地衛君） 去る 3 月 11 日当委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第 15 号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第 16 号にかほ市立象潟中学校建設基金条例を廃止する条例制定について、議案第 17 号にかほ市山崎科学教育振興基金条例の一部を改正する条例制定について、議案第 18 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、いずれも全員の賛成で可決といたしております。

議案第 19 号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数で可決いたしております。

議案第 20 号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第 33 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて、この 2 件は全員の賛成により可決いたしております。

議案第 37 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 4 号）は、賛成多数で可決いたしております。

議案第 38 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 3 号）、議案第 39 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 40 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

議案第 46 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算は、賛成多数で可決いたしております。

議案第 47 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算は、全員の賛成により可決いたしております。

議案第 48 号平成 20 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算、議案第 49 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計予算、いずれも賛成多数で可決いたしております。

議案第 50 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計予算、全員の賛成により可決いたしております。

す。

議案第 55 号にかほ市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させることに関する協議については、全員の賛成により可決いたしております。

陳情第 1 号特別支援教育支援員の配置に関する陳情書は、全員の賛成により採択といたしております。

審査の内容について若干申し上げます。

議案第 15 号について、委員からは内容や実態についての質問がありましたが、これまで県が行っていた業務なので、市当局としては詳細については把握していないようですが、19 年度はにかほ市で 1 件あったという情報があるようです。母体保護法施行令が法的根拠となっているわけですが、受胎調節実施指導員の資格要件は、医師以外では、都道府県知事の認定する講習を修了した助産師、保健師、看護師がその指導ができるということです。その指導証等の交付等について県からの権限移譲事務です。

議案第 18 号は、本会議でも当局から説明があったように、国庫補助を申請する場合、統合が確認されていれば、認定保留を回避できる確率が高いことから、今議会中に施行年月日を平成 22 年 4 月 1 日からとするもので、補助率も象潟中学校が 3 分の 1 であったものが、統合中学校になると 2 分の 1 と、有利になります。委員からは、地域や学校の理解、また、小学校だけが残ることへの質問がありました。釜ヶ台小・中学校の件については、旧町時代から長きにわたり議論を重ねてきた経緯もあり、昨年、あるいはことしの直近の懇談会でも特に異論や意見はなかったようで、学校側からもはっきりした年次を定めてほしい旨の要望があったようであります。

小学校については予算にも計上されておりますが、現在、にかほ市学校教育将来構想策定委員会で校舎建設、統廃合、学区の編成等々、市内の 7 小学校、1 小中学校、3 中学校のあり方について検討されており、平成 20 年度中に一定の結論を出したいと進められているようであります。また、釜ヶ台小学校の児童数の推移は、平成 20 年度は 14 人、21 年度は 13 人、22 年度は 11 人、23 年度も 11 人となるようであります。

委員からは、地域との将来的問題を避けるために、これまでの協議事項を書面等で明確にしておくべきとの意見がありました。通学に不便を来さないよう、スクールバスの運行などを話し合ってきたようですが、それらを含めた事柄を、当局としては、法的義務はないものの、地域との良好な関係と今後の円滑な運営を図るために文書の作成の方向で検討したいとの回答でした。

議案第 19 号は、名称を施設の形状にあわせたものに変更し、広く市民に開放しようとするものですが、JFL の TDK チームのホームグラウンドでもあり、昨日今シーズン初のホームグラウンドでのゲームが開催されましたが、年間十数回の公式戦もあり、ベストコンディションのピッチを維持しなければならないという制約もあり、広く市民に使っていただくことは大変よいことではあります。一方芝生の管理などで問題はないのかとの委員からの質問がありました。当局でもその不安は十分認識しているようでしたが、詳細な管理規則を策定中とのことで、その中にはどうしても使用を制限しなければならないことなども出てくるでしょうし、市民に自由に使用してもらいたいということと、良好な管理には多くの矛盾が感じ取られました。

また、使用料金の積算根拠にも疑問が呈され、当局としては利用状況を見ながら、市民の意見を聞きながら、今年度はこの条例で執行し、改正の必要があれば十分検討するとのことでした。

また、位置的に仁賀保地域ということで理解はできますが、せっかくスポーツ振興課が設置されていますので、予算上もそうなっているように管理運営のすべてをスポーツ振興課で行うべきとの意見も出ております。

さらに、近年、公共施設へのネーミングライツ、いわゆる命名権で自治体の収入をふやそうとする動きがありますが、年間相当数の集客が見込まれることから、この施設にも広告看板、あるいはピッチ壁面への企業名、スポンサー等の印字はどうかとの委員からの提案がありましたが、当局では、検討はしてみるが、教育施設という位置づけから難しいとの回答でした。

また、前段で申し上げました使用と管理の点について、一般無料開放日を設けて、多くの市民の方々に芝生の感触を楽しんでもらい、あわせて、芝生上の注意事項や芝生の管理の大変さなどをPRする機会を持つべきとの委員会としての意見を申し述べております。

議案第20号では、関係集落への説明会等の状況について質問が出されましたが、当局では、象潟地区は大砂川、大須郷、川袋、洗釜の4集落、仁賀保地区は釜ヶ台、上坂、上小国、下坂の代表と役員に説明をしたようですが、農集排等で事業費がかかっていること、上水道への統合、移行という内容で、住民の理解は得られたものと判断したようでした。

しかし、委員からは、配水池等が未整備のところもあり、整備しない地域の料金改定は住民の納得が難しいとの意見もありました。

いずれ平成19年度を初年度として、平成28年度までの10ヵ年で簡易水道統合計画を推進することになっており、順次上水道の料金を上限に段階的に統一されていくことになるようですが、これまでのそれぞれの地域の簡水の成り立ちや体系の違いはわかりますが、対象集落には早目の説明をし、なるべく早い時期に種別や料金の統一をとる意見も出ております。

議案第46号は、市政報告や当局から説明があったように、これまでの4区分の不均一課税から所得割、均等割の2区分の均一課税で予算が組まれており、19年度の確定申告終了後に負担の額が決まるわけですが、現行よりやや軽減される見通しとの話を伺っております。また、新たな事業としては、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられ、本会議でも詳細な説明がありましたが、委員会でもその実施計画について審査をしております。また、この会計には後期高齢者支援金という項目も新たに加わり、制度そのものへの反対の意見が出ております。

議案第47号は、本会議でも説明があったように、院内処方にしたため、当初予算全体で44.2%の大幅な減の予算となっておりますが、委員会の審査では、投薬料が50%前後落ちていることを伺っております。

委員からは、いわゆる処方箋方式にすると、調剤薬局のない小出、院内地区の患者が困るのではとの質問が出されましたが、配達をしてくれる薬局があるので、大きな不便はないとのことでありました。また、和田診療所長は、院外処方のメリットとして、医師だけでなく、薬剤師の確認、指導という第三者の目が入ることによって、重複して服用した場合、危険な薬もあるので、患者にはかかりつけ薬剤師を持つことを勧めているとのことでありました。また、経営上も、薬価単価の引

き下げや在庫管理の面でも手間が省けるとのことでありました。

また、臨床検査技師の採用にあわせた備品購入かとの質問には、通常の更新や眼底検査機のフィルム生産がなくなったことなどありますが、臨床検査技師の配置も考慮されているようでありませう。

議案第 48 号は、この制度について準備段階の負担金などを通して何度か委員長報告をしまいましたが、昨年の 12 月議会で市の条例も制定され、市の行う事務や徴収が平成 20 年度から本格的にスタートすることになります。県の広域連合で試算した額で予算編成をしておるようですが、にかほ市内の対象者は 4,000 人強と見込まれているようでありませう。この後期高齢者医療制度により高齢者個々の負担がふえるなど高齢者の生活が大変になる、あるいは包括医療制度などで医療受診が制限されるなど、制度執行に対する根強い反対意見がありました。

議案第 49 号は、これまでも何度か報告しておりますが、後期高齢者医療制度への移行に伴い、今後は過年度分の精算が多少残っていく程度で限りなくゼロに近づけ、平成 22 年度で終了の予定であります。

議案第 50 号については、本会議での説明、そして議案第 20 号の条例改正案でも示されているように、10 ヶ所の簡易水道分の予算となります。議案第 20 号の報告でも申し上げましたが、簡易水道統合 10 ヶ年計画の 2 年目の大きな事業として、釜ヶ台地区の新井戸試掘工事費が計上されておりますが、委員会としても大きな関心を寄せ、質問が多く出されました。当局の説明によりますと、平成 19 年度に電気探査を実施し、西目層という有望な水脈があることが確認されており、その深さは 94 メートルから 300 メートルぐらいということで、釜ヶ台地区の水の安定供給に大いに期待できると考えております。

陳情第 1 号については、教育委員会よりにかほ市の現状を伺い、審査をいたしました。学校予算でも、学校生活サポートとして臨時雇用賃金の中に組み込まれておりますが、平成 20 年度にかほ市での対象児童は小学校で 27 人です。陳情ということで、陳情のほうは支援となっておりますが、にかほ市はサポートと呼んでいます。対象児童は小学校で 27 人、支援員は 17 人。中学校での対象児童は 3 人で、支援員は 2 人ということでスタートするようです。児童 1 人にサポート 1 人が必要というケースもあるようで、支援員が多いにこしたことはないという状況のようで、その効果も対象児童の落ち着きや学習に向かう姿勢など、はっきりと出ているようでありませう。陳情にある障害の有無にかかわらず、地域の子が地域の学校で教育を受けるための条件整備、特別支援教育支援員については、各校の要望に基づき、適切な配置の含意を酌み取り、市教育委員会にも頑張ってもらいたいということで、採択をいたしております。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。 — 22 番 佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 18 号の釜ヶ台中学校がなくなるということについて、今のところは釜ヶ台小中学校というふうになって、残された小学校の部分はようになって、先生方はどうなるのか、その辺の審査をされたかどうかということと、48 号の後期高齢者医療のことで、いろいろやってみな

いとわからない部分があるわけですが、相当委員会でも反対がいろいろあったという話ですが、その辺、二、三、具体的にどういう心配事が予想されるのか、審査されたら、その点についてお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 最初に、釜ヶ台小中学校の小学校だけが残されたという部分でどうなるかという御質問ですけれども、いずれ、平成22年4月1日からですから、22年3月30日までは小中学校がそのまま残るといふふうに理解をいたしております。仁賀保中学校が統合中学校として建設された暁に一緒になるということで、先ほども申し上げましたように、学校教育将来構想検討委員会の中でそこも含めて検討されているといふふうに伺っておりまして、現段階ではどうするこうするといふことは伺っておりませんし、審査もいたしておりません。

それから、後期高齢者の分ですけれども、何よりも高齢者一人一人、75歳以上の一人一人の方が保険者となるわけで、そういった負担の増になるということ、割引等の制度もありますけれども、年金から天引きされるというようなシステムにもなっているものですから、そういった高齢者の負担増の不安ということと、先ほど申し上げました包括医療制度ということで、多少重病でも診療がどこかで制限されるというようなおそれがあるということの心配が委員会では話されております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 後期高齢者診療が打ち切られるおそれがあるというのは、議員の側から心配だということでのお話なのか、それとも、当局のほうの側でそういった心配もあるというようなことでのお話なのか、その辺はいかがですか。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 当局側では、制度が変わっても、高齢者の方に十分な医療が提供できるというふうに話しております。ただ、実際問題として、包括医療制度の枠組みの中で医療を受けるとすれば、ある程度制限されるのではないかという委員からの意見ということでもあります。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 議案第19号について委員長に御質問をさせていただきます。いろいろこの件については御意見が出たということなんですけれども、この使用料なんですけれども、市内、市外、市内と市外混成という3段階に分けられておりますけれども、簡単にこの算定根拠、もし審査されましたらお知らせをいただきたいということと、もう一点は、この市内と市外の混成というのはちょっと私理解できないんですけれども、仮に、極端な例で大変申しわけないんですけれども、10人借りるメンバーがいましたと。その中に市外の人が1人入っても、これは混成といふふうにみなすのか、その辺のところ、線引きですね、それがどういふふうになっているのか審査されましたら。それから、例えば象潟中学校のサッカー部が、例えば西目中学校と練習試合するということで、象潟中学校のほうから申し入れをして、このグラウンドを借りるといった場合、当然この考え方でいきますと混成ということで、1,200円じゃなくて1,800円をいただくといふふうなことになるのか、その辺のところ審査されましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） まず料金の積算根拠でありますけれども、いわゆるグリーンフィールドという新しい名称になるわけですが、ここにかかわる施設全体、芝の管理も含めまして、本部棟も含めまして、ここにかかわる施設全体の建設費、あるいは維持管理費の年間トータルから割り出していきます、それで近隣の類似施設と比較をいたしまして、今回の提案の料金になっているということでもあります。

それで、今お話にありました混成チーム、あるいは1人入ったらどうなるのかというところまでは委員会では審査をいたしておりません。ただ、市内の中学生、あるいは市が認める団体には、従来の条例の中に減免措置というものがございますので、そちらで対応になるのかなという感じはいたします。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 今の委員長の御説明では、芝生の管理、これはまず1,000万円ぐらいかかるわけですよ、年間。そのほかにいろいろな維持管理費を含めて、この料金を算定した根拠はそこにあると。実際20年度の予算でいくと7万3,000円しか収入を見込んでいないんですね、ここ。この辺がバランスがちょっとおかしいなと単純に感じましたので、その辺のところきちんと審査されましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 7万何がしの収入につきましては、そこまでちょっと深く審査していないんですけれども、恐らくグリーンフィールドの分は入っていないで、従前の施設、テニスコートですとか野球場ですとか市内に9ヵ所ほどある運動施設、その収入を見ているものと理解をしています。それで、TDKのホームグラウンドとして、きのう第1回目やったわけですが、TDK側からも、試合のときは公式戦のときは時間に応じた支払いをしますということで来ていますので、ちょっと正確な数字は計算していませんけれども、恐らく数十万円、あるいは百万円単位のお金になるのかどうかあれですけれども、その部分については恐らくこの部分の計上を見送っているというふうに、委員会では理解をしております。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 最後なんですけれども、いずれ、先ほど委員長のお話で、TDK、JFLに昇格して、今、全力で頑張っているわけですが、いずれホームグラウンドということで、相当やはり年間を通しての試合なんですけれどもホームでは10試合前後ですか。当然やはり練習含めてホームのグラウンドでやるということになりますと、一般の貸し出しが相当制限されてくるのかなと。その辺のところをやっぱり明確にしていかないと、市民の方々も困る部分があるのかなと。その対応がまちまちであればですよ。その辺のところ、もし審査されましたら、お知らせをいただきたいなと思います。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 先ほど報告で申し上げましたように、一般開放する。で、使用の申し込みを受ける。それで、いや、それはできません、この日はあいていませんというような

ことになると、逆に当局のほうが困るでしょうと。ですから、利用についても ― いずれ申し込みは数ヵ月前からとるというようなことですので、ですから、数ヵ月前には使えるか使えないか、あるいは種目によっては使えるものか使えないものかということはわかるわけですから、そういった部分で、市民の方々には理解を得て、迷惑をかけないように一般開放の方向でいきたいと。それと、芝の管理をどうするのかという心配で大分議論はいたしました。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 2 時 06 分 休 憩

午後 2 時 06 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 先ほど使用料の徴収の件で 100 万円単位になるのかというようなお話をしましたけれども、単純に計算してもそういう額には多分ならないかと思います。いずれ TDK のほうでは試合数、あるいは練習等で使用した場合はきちっと使用料に準じたお金を納めますと言っているということであります。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。5 番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（5 番宮崎信一君）登壇】

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 3 月 11 日に付託になりました、当委員会に付託になりました事件について審査が終了いたしておりますので御報告申し上げます。

議案第 21 号にかほ市国民保養センター条例を廃止する条例制定について、全員の賛成により可決いたしております。こちらは施設の老朽化に伴い、解体をいたしております。

議案第 22 号にかほ市稲倉山荘条例制定について、全員の賛成により可決いたしております。こちらは営業の開始のためでございまして、営業にはまた同じく鉾立観光株式会社のほうにお願いするというところでございます。

続きまして、議案第 23 号にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決いたしております。

議案第 25 号市道路線の廃止について、全員の賛成により可決いたしております。

議案第 26 号市道路線の認定について、全員の賛成により可決いたしております。

25号、26号につきましては、道路の改良に伴いまして一たん廃止、また認定ということになります。

続きまして、議案第27号損害賠償の額を定めることについて、全員の賛成により可決いたしております。こちらは公用車の交通事故によります文書によりまして注意というふうになっております。

議案第30号にかほ市公共下水道笹森クリーンセンター(増設)の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について、議案第31号にかほ市公共下水道芹田中継ポンプ場及び鈴中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について、議案第32号にかほ市公共下水道久根添中継ポンプ場及び黒川中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について、いずれも全員の賛成により可決いたしております。こちらのほうは19年度で事業が完了したことにより協定の変更を締結いたしております。

続きまして、議案第34号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第35号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第41号平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第42号平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について、全員の賛成により可決いたしております。

続きまして、議案第43号平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第4号)、議案第44号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算(第5号)につきましても、全員の賛成により可決いたしております。

続きまして、議案第51号平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算、全員の賛成により可決いたしております。こちらにつきましては、料金の収納システム一元化、また、コンビニ納付等を21年度から移行できるということになるようでございます。下水道公団への委託料6億2,134万4,000円につきましては、平沢、矢妻、オノ神の3ヵ所の中継ポンプ場の建設に伴うものでございます。

続きまして、議案第52号平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、全員の賛成により可決いたしております。総額で前年比18.5%減の予算でございます。19年度で事業が終了したために、今後は施設の保守点検が主なものとなります。なお、償還金につきましては、19年度分で43億4,500万円となりまして、18年度分計算で平成48年度までかかる見通しでございます。

続きまして、議案第53号平成20年度にかほ市ガス事業会計予算、議案第54号平成20年度にかほ市水道事業会計予算、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

陳情第2号「道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書・決議」等について、全員の賛成により採択となっております。こちらは道路財源につきましては暫定税率堅持及び関連ということで、当市議会でも前の定例会におきまして同様な決議をいたしてありまして、含意妥当といたしまして採択となっております。

続きまして、陳情第4号「鳥獣被害防止措置法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情につきまして、全員の賛成により採択と決しております。こちら昨年9月定例会におきまして、有害鳥獣対策の抜本強化に関する陳情書を

採択いたしております、関連の陳情ということで採択となりました。

続きまして、請願第1号米価の安定と生産調整に関する請願でございますが、全員の賛成によりまして継続審査となっております。こちらは請願の内容の中にまだ確定しておらない日付、月日が出てきておまして、こちらのほうで問い合わせをいたしましたところ、制度上ではあるが決定ではないというふうにいただきましたので、内容については問題ないと思うのですが、継続審査とさせていただきます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。 — 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 議案第22号のにかほ市稲倉山荘条例制定についてですが、今まで同様に鉾立観光株式会社に委託をすると、そういうお話ですが、委託の条件とか、そういう内容について一つも今報告ありませんでしたので、恐らくかなりの内容で審査をされたと思いますから、伺いたいと思います。

それから、42ページの使用料の関係で、第5条で、にかほ市行政財産使用料徴収条例の規定によるというふうになっています。具体的に言いますと、別表に土地使用料とか、あるいは建物使用料というふうになっていますが、例えば電柱電話柱等道路占用徴収条例によると、そういうふうに金額的にどういう内容なのか、恐らく当局のほうから説明されたと思いますので、その点についても伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） お答えいたします。使用料につきましては、年でございますが、土地につきましては16万2,000円、それから建物につきましては155万円というふうになっております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 鉾立観光に委託する際の、これまでとかなり変わった内容になっているわけですよ、建物そのものが。したがって、そういうことについて、契約というかやりとりが鉾立観光と市の間にあったと思うんですけども、それらについて今までと変わった点とかそういうものがなかったんですか、そういう話は出たんですか。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 前に、いわゆる国民保養センターのほうでやっておりましたので、そのまま引き続き同じような事業でやっていただけるということで伺っているようにございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 30号、31号、32号共通して伺います。ともに公共下水道の工事の完了に伴う工事差額なわけですけども、30号では9,000万円、31号では1億円、32号では7,000万円という、私はその余った額が多いのではないかとちょっと思うんですが、その内容等について委員会で審査したら教えていただきたいです。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 総額で26億7,400万円、30号から32号までで2億6,300万円の差がございますが、こちらのほうは工事のいわゆる請負の差額ということで出てきた金額というふうに、大体このぐらいは出るというふうに伺っております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） 26号についてちょっとお伺いしますけれども、日沿道が今、仁賀保地区で若干行われているわけですが、この図面を見る限り、金浦のインターチェンジとの間が、7号線との間に今の市道が認定と、こういう感じするわけですが、こういう関係は全く今現在では影響はなしというふうな感じで受けていいわけですか。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） はい、そのとおりでございます。なお、これ、質疑でもございましたが、まだ道路ができておらないのに認定ということでございますが、こちら補助金の、いわゆる交付金のために認定をしておかなければならないということでこの道路認定になったわけでございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第36号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）は賛成多数で可決になりました。

議案第45号平成20年度にかほ市一般会計予算、賛成多数で可決になりました。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、議案第45号に対しては、榊原均議員外1名から、お手元に配りました修正の動議が提出されております。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。15番榊原均議員。

【15番（榊原均君）登壇】

15番（榊原均君） 議案第45号平成20年度にかほ市一般会計予算に対する修正動議でございます。

上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出するものでございます。

中身について御説明をしたいと思います。

これは、先ほどいろいろ委員長報告に対する質疑もありましたけれども、まちづくり交付金事業

に対する修正でございます。今回の予算に都市計画費の中に7,350万円、13節でございますけれども、これが測量設計委託料でございます。このうち予備費に7,349万9,000円を回して1,000円を残すということでございまして、金浦地区のまちづくりの施策でございます。この中で一番大きく問題になっているのは、いわゆる仮称文化センター、今、地域交流センターということでございましてけれども、そのほかにこの金浦地区の生活環境の整備だとかいろいろあります。ですから、この施策そのものを全部否定するというものではございません。そういうことでいろいろ今までも市民検討会等開かれておりますけれども、昨今の情勢が非常に変わっております。最初は当局の説明では文化会館、文化ホールということでございましたけれども、これが国交省の補助の予算のつけ方の関係から、地域交流センターとかといろいろ変わっております。ところが、なかなか議会と当局との話し合いがきちんと行われないうま今日に至っている部分がございます、やはりここで議論を交わして市民の皆さんにきちんと説明できる、そういう状況でないと、この予算は執行してはならないという考えで今回この修正案を提出したものでございます。いろいろ理由はありますけれども、それが一番大きい理由でございます、そのほかに、先ほど議案質疑等でありましたことも含めまして、その理由の中に入っているわけでございます。どうぞよろしくひとつお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから修正の動議に対する質疑を行います。 — 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 議長、ちょっと休憩をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後2時25分 休 憩

午後2時36分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） この提案内容にあります3ページ目の本年度の財源内訳、特定財源のところは明確にされていない以上、歳入部分も同様に地方債計画や国県支出金を減額しなければならないはずで、そうしないと歳入と歳出の整合性がとれなくなるということですので、本修正案については内容そのものが不備だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 榊原均議員。

15番（榊原均君） 今、市川議員から御意見がございました。我々 — 賛成議員が伊藤知議員なんですけれども、いろいろ協議をしまして、この事業に関しては文化施設、箱物以外に、金浦地区の地域の開発も含まれておるということで、この事業すべて否定するわけにはいかなかったという観点から、歳出のみをこのように上程させていただきましたけれども、今の話を聞くと、提出してその条件を満たしていないということでございます。ただし、我々は、この事業に対しては慎重に市民の皆さんの意見ももちろん聞きながら、また我々当局ともきちんと議論を交わしながら、き

ちんと市民の皆さんに説明をするべき責任があるという観点から、先ほども言いましたように歳出のみを減額し、歳入は、トータルはそのままでございますけれども、それが満たされないということであれば、非常に残念ですけれども、取り下げのしかないかなという判断を今、伊藤知議員としたところでございます。そういうことで、今回の修正案は取り下げさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） ただいま榊原均議員から提出の取り下げについての申し出がありました。これを許可したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り下げが決定されました。ここで2時50分まで休憩します。

午後2時39分 休憩

午後2時50分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから、討論、採決を行います。

初めに、議案第6号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の討論を上程いたします。これの討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第6号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）は、承認することと決定しました。

次に、議案第7号政治倫理の確立のためにかほ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第7号政治倫理の確立のためにかほ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第 8 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 8 号の討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 8 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 9 号の討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 9 号にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 10 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論に参加します。

今回の議員報酬引き上げ提案というのは、提案の時期も、内容も、また、その経緯も理解できません。

1 年前の 07 年 3 月議会前に、特別職報酬等審議会を市長の招集で開き、市長、助役 — 今は副市長です — 企業管理者、教育長、議員について市長が諮問しています。市長などの特別職の給与については、引き下げや据え置きを諮問しました。議員報酬については、引き上げるか、据え置きにするか、その他にするかと諮問しました。その結果、特別職報酬等審議会では、市長など特別職は引き下げを、議員については据え置きを決めて答申しました。それを受けて、市は、市長、助役、企業管理者と教育長の報酬は引き下げの提案をし、議員については答申どおり据え置きとして、議会に提案はありませんでした。この市長等の特別職報酬の引き下げ議案は、総務委員会でも本会

議でも否決されるという経緯でした。私は、特別職引き下げの提案には、その当時、賛成をしました。

今回の特別職報酬等審議会への諮問は、議員についての報酬が約4割の引き上げです。1年前の諮問は、先ほどありましたように、1つ目が、平均10.16%引き上げ、2つ目が、5.08%の引き上げ、3つ目が、据え置き、4つ目が、その他の、それ以外ということの4つの案を諮問しています。1年前の議員報酬据え置きを決めた特別職報酬等審議会の内容とは全く逆の4割引き上げが諮問されています。1年たつうちに据え置きの結論から引き上げの諮問に転じなければならない特別な必然性が出てきたのか、全く不明です。その整合性はないと思います。

市長の今回の諮問には、旧町単位とは時間、行動等を比べられないくらい多い、あるいは条例提案等調査研究が時間的にも経済的にも増大してくるというのがありますけれども、このことは1年前ではなく、合併したときから議員に生じていたことです。それを合併後の市議会選挙後の2年近くになっての今の引き上げ提案というのはおかしいのではないのでしょうか。

また、審議員の任命は、前回の委員と全員変えたようですけれども、なぜでしょうか。もちろん条例では審議が終われば解散するというにはなっております。本来なら、最も審議員としてふさわしい人選だったはずの人を入れかえるというのは、前回の内容と矛盾することを指摘されることを恐れたか、説明しにくいからとしか考えられません。前回の特別職報酬等審議委員にも、今回の審議員にも、市長の任命責任があり、委員との信頼関係を損なう懸念さえ感じてしまいます。委員に対しては大変失礼で、困惑させ、迷惑をかけたことになるのではないのでしょうか。

市会議員選挙後1年経過しての審議会開催、そしてまた2年経過させての開催した根拠も全く理解できません。1年前に市長などの給与を引き下げ、そして、今、議員の引き上げというのは、節操のない、行き当たりばったりのやり方で、市長の市政運営に対する見識が疑われます。

本来は市会議員選挙が終わってすぐに、議員の責務、仕事の内容や量、市民の代表としての研修や調査活動等どうなのか十分に検討して審議会を開き、特別職報酬等審議会の十分な理解と納得を得られてから議会に提案すべき重要な事項ではなかったのでしょうか。当然、審議員の皆さんは、市民の各団体等から選出されてきていますし、市民の立場で諮問を検討するのですから、その検討結果は尊重されなければならないというふうに思います。

私は、内容面でも考えさせられます。「議員の報酬等」の「等」ということについても、報酬のみならず、議員活動や責務の全般にわたる検討が必要だと思います。議員報酬とも関連する政務調査費についても諮問すべきではなかったのでしょうか。政務調査費は、これまでの例では、一定額が議員個人や会派に一括支給され、受領書もまともに取らない、使い道がいい加減であったということが多く指摘され、大変悪いものとされてきました。もちろん旧町時代、政務調査費はありませんでした。しかし、使い方を見て、使い方を限定して、議員活動そのものに必要な事項に限り受領書を確認してから調査費を支給すれば、調査、視察、あるいは研修や資料収集、報告活動等、実際の活動に支給される実効あるものになるということも考えられます。報酬は多くなくとも、実際に活動した実績に支出する合理的なものとも言えるのではないのでしょうか。もちろん活動がなければ支給する必要がないわけで、むだにはならないというふうに言えるのではないのでしょうか。このよ

うなことも諮問せずに、報酬だけに目を向けた狭い範囲での諮問では、議員の責務、活動に対する視野が不十分だと言わなければなりません。

また、諮問の内容に、合併前の旧町での議員活動と、合併後の議員、議会の実情について詳細な資料、実績等示されるべきではなかったかというふうに思います。旧町議員活動との比較が必要だと思うわけです。議会の審議日数や時間はどうか、議案調査に要する時間や労力、予算や決算審議の内容や量、検討に要する必要な調査や現場調査、審議内容はどのように変わったのか、各種式典や公的行事への参加、半ば公的な催し物への参加、民間などの行事参加、他団体との交流、調査視察範囲や視察箇所など、その内容は多々あります。市民の声を聞く条件の違いはどうかということも入ると思います。

また、報告活動の内容や範囲についてもあると思います。休会中の活動の比較はどうかなども示せるものは数字で出すなど、具体的な資料の提出があれば審議も明確になってくるのではないのでしょうか。もちろん、議会、議員活動には目に見えにくい活動、また、推しはかれない活動も考慮に入れるべきだということは言えると思います。

最後ですが、今回の諮問は、今の市民の生活状況、市民感情への心配りがないのではないかとことです。市民は、自民党や公明党の政府、小泉首相以来の構造改革によって、定率減税廃止など税制改悪や医療、国保、介護保険など負担増を強いられ、逆に懐に入るものは減らされる一方、減る一方という状況にさせられています。

格差が拡大し、「ワーキングプア」なる言葉も出る深刻な状況です。食料自給率 39%、農業・農家も粗末にされてきた結果です。大企業優先、アメリカ言いなりの政策が国民生活を破壊してきています。さらに、今、灯油、ガソリン、そして、国際的な食糧事情の変化・悪化で諸物価が大変上昇をしつつあります。市民生活の現状と感情に十分配慮して、この現実在即しながらの議員報酬を検討し諮問すべきだったのではないかと思います。

以上述べて、本議案の反対討論とします。

【傍聴席で拍手する者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。11 番佐々木弘志議員。

【11 番（佐々木弘志君）登壇】

11 番（佐々木弘志君） 11 番佐々木弘志です。同僚議員提案の修正案に対し賛成の立場で討論いたします。

まずもって本件は、合併の協定項目 9 項、特別職の身分の取り扱いが 17 年 10 月 1 日、にかほ市誕生から 48 人の在任特例が切れ、24 人の新市会議員が 18 年 5 月 1 日誕生するまでに条例が改正されなかったことによるボタンのかけ違いから起きたものであります。このことについては、私の本会議での一般質問、さらにはこの 12 日の私の総務常任委員会における質問への当局の答弁でも明らかであります。

報酬等審議会が 18 年 4 月 30 日の在任特例が切れるまで一度も開催されておりました。このことは事務の怠慢のそしりを免れません。しかし、反面、そのことは、社会情勢、あるいは市民感情を考えた当局としての苦渋の選択だったかもしれません。

今回の報酬等審議会からの諮問に基づく条例改正は、合併協定協議の議員の報酬の試算 — 試みの算 — よりも、確かに大幅な引き下げであります。現時点の報酬から見れば、反対に大幅な引き上げと市民の皆さんの目に映るのも当然であります。

また、一般質問及び委員会において、同僚議員ともども市民の皆さんが御心配な財政の厳しさ、あるいは合併による人件費の削減効果等々については、総務部長、総務課長、財政課長、企画課長から数字を挙げて的確な答弁をもらったところでもあります。このことについては、今後、市政報告会を各所で実施するという答弁もありました。

よって、三方一両損の修正案に私は賛成いたします。三方によかれと判断した総務常任委員会においては、当局からは、報酬等審議会の無視、議員の皆さんからは、定員削減まで踏み込んでくるのではないかと、さらには市民の皆さんからは、幾ら定数削減、その他を加えても、そういうような修正案であっても、もしもそういう修正案であってもそんなことは容認できない。引き上げするための方便にすぎないとそしられるように、全く逆に三方から非難されるもろ刃の剣であることを肝に銘じながらの大岡裁きであります。

市民感情、社会情勢、市当局、審議委員会、合併時の市民への約束であった合併後の人件費削減効果の現状、現在並びに将来にわたる財政の当局の説明等々、十二分に勘案の上、同僚議員の修正案に賛成を表明し、賛成討論を終わります。

議長（竹内睦夫君） 静粛に。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【傍聴席で拍手する者あり】

議長（竹内睦夫君） 傍聴人、静粛にお願いします。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 私、議案第10号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の討論に参加したいと思います。

昨年の3月定例会で、市長は、市政報告で議員報酬について、県内他市との均衡などを考慮し、報酬等審議会に、1、平均10.16%の引き上げ、2、5.08%の引き上げ、3、据え置き、4、それ以外の改定の4案について諮問し、審議会は、据え置きが適当との答申をされております。議員報酬改定については、合併協定項目にはないものであり、この答申によって特別の改定理由がない限り生じないものと解釈をしております。

また、ここ数年、自民党と公明党の政治によって国民生活はずたずたにされております。希望のない若者がたくさんおる状態があります。国民は、所得はふえない中で定率減税の廃止、年金控除額の引き下げ、老年者控除の廃止、介護保険料の引き上げ、国民健康保険税の引き上げ、住民税の引き上げなど、税負担は大きくかぶっております。このことは、市民が痛みとして実感していることではないでしょうか。

そして、ことしは、ガスや水道料金の引き上げが一部の地域を中心に行われております。さ

らに、4月からは、後期高齢者医療制度の実施により、その負担もずしりとかぶさることになります。さらに、年金から、所得税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険が、「天引き」ではなくて、これは「地獄引き」です。年金が自分の手に入る前に大きく減ってしまいます。近い将来、住民税も年金から引かれるという話が出されております。

今、にかほ市は合併後のまちづくりの基礎固めをする大切な時期です。合併の目的に、厳しくなる財政を健全に維持するためという項目が大きくなりました。確かに、県内の市議会議員の報酬と比較した場合、にかほ市は最も少額なことは事実ですが、私は、まず第一に、市民第一と、この基礎固めをする4年間はきっちりやっぱりそこに向かっていく議会議員でありたい、議会でありたいということを考えて、反対の意思を表明します。

【傍聴席で拍手する者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

22番（佐々木正己君） 私は、総務委員会の一員として修正案に賛成をした以上、その説明責任があるので、賛成の討論をいたします。

魁新聞の社説に、我がにかほ市の議員報酬ということで大きく報じられました。そもそも今回、合併して2年後にこうした案が出されたというのは、先ほどのお話にもありましたが、合併時にこういったことにちゃんと道筋をつけていなかったためであります。合併時は、合併特例による定員の、議員の6ヵ月の市議会の身分保障ということで、それ以外のことはありませんでした。私も合併委員の前半の1人として、そのことに、放置をしたということで大変責任を感じてはおります。といった流れの中で今回出てきました。

社説に準じて述べていきますと、社説では、にかほ市の市議会の報酬は確かに低いということがありまして、その後、しかし、額は大幅すぎないかという指摘でありました。ということで、我々総務委員会では、委員長の報告のとおり減額をするということに決まったわけであります。当然、市民のそうした今の状況、痛みも十分にわかっての減額修正であります。

それと、社説ではこうも言っております。16%の地方債、確かに悪くはないけれども、将来、財政的にはどうなのかということであります。財政的に申しますと、1週間ほど前の読売新聞に県内の財政力指数が載っておりました。財政力指数は1に近づけば近づくほど財政はよいとされております。我がにかほ市は0.45という数値で、全県25市町村の中で上から4番目ぐらいであります。いいわけであります。ちなみに秋田市は0.3いかない状況であります。ということで、財政的には我が市の財政課のほうも長期的に見ても心配はないと。それは原案です。修正案でなくて原案でもっての24人体制で長期的に財政は安定するというような説明を受けております。

それと、社説では、報酬等審議会の委員のことについても言及しておりました。市民感情とかけ離れているのではないかという書き方でありました。しかし、考えてみてください。報酬等審議委員もれっきとしたにかほ市民であります。だめだと言う市民と、いいと言う市民、両方いるわけあります。ですから、必ずしも……

【傍聴者から「いない」と呼ぶ声あり】

議長（竹内睦夫君） ただいま発言された方は退席してください。再三再四警告しておりますので、退席を命じます。

22番（佐々木正己君） ……そうしたことで、報酬等審議委員会の方にもそれなりの敬意を払わなければならないというふうに思っております。

それともう一つ、こういう文がありました。横並びでお手盛りではないかということでもあります。私はそうは思いません。横並びというのは、これは提案された市長の側からも言うておりましたが、議員報酬に関しては定数と違って法的に何ら根拠はありません。どこが上限だとどこが下限だとかということはないわけです。ですから、その自治体自治体で自分たちの議員の報酬はどうあるべきかということの研究し、それをもって決めていくわけでありまして。ということになれば、当然、近隣の市の状況、あるいは同じような市の財政的な状況を見て、平均をそこに求めるというのは決して間違っていないと思います。

それと、お手盛りでないかという、これは報酬等審議委員会の答申を受けての提案と我々の審議であります。お手盛りということは当たらないというふうに思っております。

ということで、私は、この修正案に賛成はいたしますが、社説では最後にこう述べておりました。「議員諸君はもっと勉強して、市民、住民のために十分な働きをせよ」と。これは全くそのとおりであります。そのことを肝に銘じて、賛成の討論といたします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。3番市川雄次議員。

【3番（市川雄次君）登壇】

3番（市川雄次君） 議案第10号に対する反対の討論をさせていただきます。

この議案に対する反対者として、竹内議員の論旨について全く同意するものですので、その部分については譲りたいと思います。

総務常任委員長が先ほどの議案審議の中の提案において、「議会が提案者のように市民に誤解されている」や「当局は議会にげたを預けている」という言い方をされておりましたけれども、そもそもこの議員報酬についてですが、先ほど来お話がありますように、合併協定で議員報酬については合併後に協議するという調整項目である。それを根拠に議員報酬の引き上げについての報酬等審議会が開かれているわけです。

しかしながら、これは1年前の報酬等審議会において据え置きという形で結論が出ております。そのことに納得ができないというわけにはいかないわけです。

1年前の市長、先ほど村上議員もおっしゃってありましたように、同時に出された議案第14号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、つまり市長等の特別職報酬の引き下げ案を議会が一括して否決したという経緯があります。特に1年前の総務常任委員会においては、この議案に対し、異例の市長の出席を求めた審議内容を行っております。

その委員会での議事録をちょっと読んでみましょう。

市長の報酬減の話が、その場面ではいつの間にか議員報酬は現状維持にされたという、その議員報酬の話に移り変わっております。まず、「議員であるべき姿というものを額という形で見せてほしい」という意見。「市になると活動の範囲が広がる。このことについて配慮がない」という意見。「議員報酬を上げることにについてはどこでも批判がある。大衆を説得していくのが市長の役目である」という意見です。ほかにも、「品性のために議員報酬を上げるべきだ」という、市長に対し議員報酬の引き上げを求める意見が、そのときの1年前の総務常任委員会で執拗に行われております。

結果として、1年前には議員報酬の現状維持に納得できないという流れの中で、私を感じるに、市長の報酬引き下げが否決されたのではないかというふうに私は考えておりました。このことから、今回の議員報酬引き上げの実質的主導権は、私は市長側にあったのかどうかということに対して非常に疑問に感じております。

そこで、大きく3点をもって本議案の反対理由を述べたいと思います。

まずは、報酬を引き上げるための論拠に対する反論です。合併して議員の活動範囲が広がり、先ほども申し上げましたように活動内容も多くなったと言いますが、そのことと議員報酬額との関係性が明確に論証されていない。

他の類似団体と報酬において開きがあるというが、逆説的に言えば、他の類似団体と同じでなければならぬ理由が明確ではない。

報酬が低いと、若い人たちに新たに議員になろうとする人があられにくいというコメントもあったようですが、みずからを省みてです。報酬の多少で立候補の意志を左右されたことはありません。報酬額と立候補への動機づけとの関連性が認められないと。

そのほかに、合併して議員がそれまでの48人から24人になった。それだけでも行政経費の削減になっているのだから議員報酬を上げてよいのでは、という考え方があります。しかし、合併の目的そのものを既に見過ごした考え方だといえます。議員を削減するために合併したわけではないはずです。あるいは議員報酬を上げるために合併をしたわけではないはずです。議員数が減ったのは合併による単なる副産物であって、本来の合併目的である行政経費の削減と効率化と全く相反するものと考えます。

したがって、報酬を引き上げることと議員を削減することが同系列で取り上げられているのは、先ほど来私が言うておりますように誤った考え方だと思います。とりわけ、合併により活動範囲が広がったことによる報酬引き上げを求める声と同時に、議員定数を削減することで報酬の引き上げ分を相殺しようとする考え方が混在しがちですけれども、本来ならば、範囲が広がったならば定数を削減することは妥当ではないと思いますし、この論法でいくと自己矛盾が甚だしいと言えます。

ということであり、以上のことから導き出される私の結論は、現行において報酬額を引き上げるだけの根拠が見当たらないと。ただ、この話だと、私自身も引き上げないための明確な理由、引き上げないための明確な理由もないということになります。

そこで、2つ目の理由ですが、それは反対討論、前、竹内議員もおっしゃったように、見解にちょっとつけ足すんですけれども、市が合併して議員の活動範囲が広がったといいます。実際の市民の苦しみや要望というものは、私はそんな遠いところにあるのかと。私は自分自身の身近なところ

にあるはずだと常日ごろ考えています。

例えば、年金生活者の本音は何か。国の三位一体の改革による応益負担でどれだけの市民が苦しんでいるか。特に実感しているのが障害者自立支援法で、障害のある人たちがどれだけ苦しんでいるか。議員は市民の要望をくみ上げることも重要ですが、市民の新たなニーズを発掘することも大事なはずで。それによって初めて政策が提言できるはずで。現在の市民の考え方がどこにあるのか。特にこの議員報酬の引き上げについての市民の考え方はどうなのかを私たちは素直に受けとめなければならないと考えます。

3点目の反対の理由です。今回の私の一般質問で述べたとおり、さきの市長選挙及び市議会選挙での公費負担において、選挙カーのガソリン代及びポスター代の請求において、不明朗かつ不透明な税金の使い方がなされました。と私は考えております。私たち議員は、全体の問題としてこの問題を見過すべきではないと考えます。みずからの問題を黙認しながら議員報酬の引き上げを是認するというわけには私はいかないと、倫理的に許されないと考えます。

以上のことから、今回の議員報酬引き上げに関する議案についてはすべてにおいて否定をさせていただきます。以上です。

【傍聴席で拍手する者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論はございませんか。 — 2番佐々木正勝議員。

【2番（佐々木正勝君）登壇】

2番（佐々木正勝君） 4人目の反対の討論となりますので、別の角度から原案に対する反対の意見を述べたいと思います。

まずもって議長に、発言内容の許可をお願いしたいと思います。というのは、発言内容が、新聞報道にあるように、議員定数を削減する条例案が修正案と同時に記載されております。また、総務委員長の報告にあるように、報酬と議員削減がセットで報告されておりますので、原案のみならず、議員定数減についての発言内容もありますので、それを許可願いたく議長に申し出ます。

議長（竹内睦夫君） 発言を許可します。

2番（佐々木正勝君） それでは、最初に、3月19日付秋田魁新聞報道の一部を朗読し、それから私の意見を申し上げたいと思います。

これが3月の19日付新聞でございます。

「にかほ市議会の総務委員会が18日開かれ、付託された議員報酬及び費用弁償に関する条例改正案のうち、議員報酬を現行から一律月額6万9,000円引き上げる修正案を賛成多数で可決するべきものとした。

また、委員会終了後、報酬引き上げへの市民の理解を得るには議員定数を減らすべきとして、議員14人連名で議員定数を現在の24から20に削減する条例制定案を議会に提出した。修正案提出者は、同委員会これまで議論してきた議員定数削減の条例案を今議会に提案することを明らかにした上で、修正案で試算した場合、次の選挙まで24ヵ月かかり増しになる約4,000万円は、次回市議

会で定数を4減らせば34ヵ月で相殺できる」と説明しております。

私は、あくまでも議員報酬修正案を可決する前提、前提であって、修正までして定数を減らす、代替措置ではなからうと思っております。これは、にかほ市議会としてあるべき姿ではありません。今なぜ急に議員報酬と議員削減が同時に議論されねばならないのか。

3月4日、3月定例会が開催され、議案第6号から議案第55号までの議案に対する説明があり、そこには議員の定数削減を定める条例制定はなかった。もし、もしですよ、3月定例議会の前に

— 3月定例議会の前です — 議員定数削減に対する議論が十分なされており、正式に3月定例会に議案として提出され、議案説明があったとすれば、私はその限りではありません。

次の日、新聞報道、並びにテレビ、ラジオ等で県内全域に報道され、市民からの反対論、また、陳情等提出され、その結果、原案から修正案と、修正案から妥協案と思える議員削減案が急浮上した。私は、あくまでも一貫して最初から議員報酬と議員の定数は別々に議論されるものであって、改正条例でこれだけすることは無いと思っております。これは3月定例前から私は議員報酬と定数はまるっきり別と議論しておりますので、あえてお話し申し上げます。

それから、市民からの意見を参考にしつつ、にかほ市の将来のため、定数のあり方を議論し、6月、もしくは9月でもよいのではないのでしょうか。なぜこの3月に上程しなければならないのか。今言ったとおり、原案だめなら修正案、修正案だめだったら議員の削減せよと、こういうことで議員報酬の修正案が通りますか。私はこれだけは絶対許しません。何が何でも許しません。これがにかほ市の開かれた議会、にかほ市の夢ある新しいまちに向かって進む姿ではない。私はこの原案に真っ向から反対します。

【傍聴席で拍手する者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。 — 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 修正案に討論させてもらえますか。原案には反対しました。

議長（竹内睦夫君） 村上議員に申し上げますが、これは原案と修正案と一体のものでございますので、先に原案に反対者の発言の段階で討論を行っておりますので、修正案に対して云々というふうな、単一の議題にはなっておりませんので、したがって、討論を2回行うということについては認めることはできないと思います。

ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第10号の討論を終わります。

本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について採決します。この採決は無記名投票で行います。

【21番（本藤敏夫君）「議長」と呼び発言を求める】

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 静かにしてください。

これまで人事案件については、他の人事対象になっている人の迷惑等も配慮され投票で決定して

きました。がしかし、今回のこの案件については、市民の大変な関心事でもあります。これまでの採決の方法としての起立採決でいくことを……

【傍聴席で拍手する者あり】

議長（竹内睦夫君） 静粛にお願いします。

21 番（本藤敏夫君） ……いくことを望みたいと思います。我々 — 静かにしてください、すみません — 我々の議場における決定を市民の皆さんに見える形でやったほうがいいと思います。……

【「賛成」と呼ぶ者あり】

21 番（本藤敏夫君） ……賛成の諸君、お願いします。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 3 時 39 分 休 憩

午後 3 時 42 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 無記名投票でなく、起立よりもはるかに証拠が残る記名投票を要望いたします。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ただいまの動議については、3 人以上の賛成者がありますので、成立しました。

したがって、いずれの方法によるかを会議規則第 71 条第 2 項の規定によって無記名投票で採決します。

暫時休憩します。

午後 3 時 43 分 休 憩

午後 3 時 44 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議場の出入り口を閉鎖します。以後は発言等一切控えるようにしてください。

【議場閉鎖】

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 23 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、18 番齋藤修市議員、19 番佐々木平嗣議員、20 番池田甚一議員を指名します。

念のため申し上げます。無記名投票に賛成する方は賛成、反対する方は反対とだけ記載願います。

【「もう一回」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 念のためもう一度申し上げます。無記名投票に賛成する方は賛成、反対する方は反対と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって反対とみなします。

これより投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（竹内睦夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（竹内睦夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れはありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。18番齋藤修市議員、19番佐々木平嗣議員、20番池田甚一議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人齋藤修市君、佐々木平嗣君、池田甚一君立ち会いの上、開票】

議長（竹内睦夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数23票、有効投票23票、無効投票ゼロです。有効投票のうち、賛成とする者7票、反対とする者16票。以上のとおり反対が多数です。したがって、本件は無記名投票で……

【議場及び傍聴席で発言多数あり、聴取不能】

議長（竹内睦夫君） ……無記名投票で採決することは否決されました。

今、発言された方は退席してください。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（竹内睦夫君） ざわついておりますので静粛に願います。

この採決は記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

【議場閉鎖】

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は23人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、21番本藤敏夫

議員、22 番佐々木正己議員、23 番山田明議員を指名します。

念のため申し上げます。委員会の修正案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載し、自己の氏名もあわせて記載願います。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（竹内睦夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（竹内睦夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。21 番本藤敏夫議員、22 番佐々木正己議員、23 番山田明議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人本藤敏夫君、佐々木正己君、山田明君立ち会いの上、開票】

議長（竹内睦夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 23 票、有効投票 23 票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成とする者 14 票、反対とする者 9 票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

賛成者氏名 14 名

4 番	池田好隆	5 番	宮崎信一
6 番	佐藤文昭	7 番	佐々木正明
8 番	小川正文	9 番	伊藤知
11 番	佐々木弘志	13 番	菊地衛
15 番	榊原均	17 番	佐藤元
18 番	斎藤修市	19 番	佐々木平嗣
22 番	佐々木正己	23 番	山田明

反 対 者 氏 名 9 名

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐 々 木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	10 番	加 藤 照 美
12 番	村 上 次 郎	14 番	佐 々 木 清 勝
16 番	竹 内 賢	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫		

議長（竹内睦夫君） 次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について起立によって採決します。

お諮りします。修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

【議場閉鎖】

議長（竹内睦夫君） 所用のため4時25分まで休憩します。

午後4時09分 休 憩

午後4時26分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第11号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第11号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 12 号の討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 12 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 13 号の討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 13 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 14 号の討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 14 号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 15 号の討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 15 号にかほ市手数料条例の一部を改正

する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号にかほ市立象潟中学校建設基金条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 16 号の討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 16 号にかほ市立象潟中学校建設基金条例を廃止する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号にかほ市山崎科学教育振興基金条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 17 号の討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 17 号にかほ市山崎科学教育振興基金条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 18 号の討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 18 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。9 番伊藤知議員。

【9 番（伊藤知君）登壇】

9 番（伊藤知君） 議案第 19 号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論をいたします。

本条例には、にかほ市仁賀保野球広場の改修に伴う用途変更により条例の一部を改正するものであり、にかほ市条例第 98 号の別表第 1（第 2 条関係）中に、「にかほ市仁賀保野球広場」を「にかほ市仁賀保グリーンフィールド」に改めるであり、名称を現状に合わせることは何ら異議はあり

ませんが、使用料金に関して理解できないものがありますので反対するものであります。

使用料の積算方法に関して、教育委員会の答弁では、年間維持費 1,547 万円、内訳が、437 万円本部棟の改修費用、23 万円サッカーコート管理委託費、40 万円ラインペイント費、2 万円その他消耗品、45 万円水道料、1,000 万円芝管理委託料と、平成 19 年度の実績をただ単に積み上げ、利用者負担を 0.75 または 0.5、稼働日数を 274 日、稼働時間 12 時間として算出したようです。算出してみると、1,547 万円掛ける 0.75 割る 274 割る 12 時間、約 3,600 円、1 時間当たり。これが市内と市外の混成の場合でございます。1,547 万円掛ける 0.5 割る 274 日割る 12 時間、約 2,400 円、1 時間。これが市内一般使用料になるようです。

しかし、この基準になる年間維持費には、国体後の本部棟改修工事費が付加された金額が基準額になっています。本来であれば、純粋な年間維持費を基準に算出するのが適正と考えます。工事費を差し引いて使用料を計算すると、市内、一般、1 時間当たり約 1,700 円になります。このように、ただ単にかかった費用を積み上げ使用料を決める、その体制そのものに怒りを感じずるものです。

また、個人使用においても、この算出方法を用いて使用料の決定されているようでございます。ましてや本部棟など使用する必要がないにもかかわらず個人に負担せよというのはいかなるものでしょうか。

使用できる種目も確定できていない状態の中で、本条例制定には反対するものです。議員各位の御理解をいただき、反対討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 19 号の討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 19 号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 20 号の討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 20 号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号にかほ市国民保養センター条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 21 号の討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 21 号にかほ市国民保養センター条例を廃止する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号にかほ市稲倉山荘条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 22 号の討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 22 号にかほ市稲倉山荘条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 23 号の討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 23 号にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 24 号の討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 24 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 25 号の討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 25 号市道路線の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 26 号の討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 26 号市道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 27 号の討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 27 号損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 28 号の討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 28 号損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 29 号の討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 29 号損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号にかほ市公共下水道笹森クリーンセンター（増設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 30 号の討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 30 号にかほ市公共下水道笹森クリーンセンター（増設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号にかほ市公共下水道芹田中継ポンプ場及び鈴中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 31 号の討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 31 号にかほ市公共下水道芹田中継ポンプ場及び鈴中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号にかほ市公共下水道久根添中継ポンプ場及び黒川中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 32 号の討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 32 号にかほ市公共下水道久根添中継ポンプ場及び黒川中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 33 号の討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 33 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 34 号の討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 34 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 35 号の討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 35 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 議案第36号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）に反対します。

提案されている補正予算には、生活バス路線維持補助金、あるいは仁賀保中学校建設基金への積立金など必要なものがあり、こういう面では賛成です。しかし、補正予算には、後期高齢者医療制度に関するものが盛り込まれています。これは厚労省の元幹部から「うば捨て山」と指摘されていたほどひどい内容です。

さて、保険料は2年ごとに改定され、秋田県の場合、最初はそんなに高くないという状況だと思います。しかし、その後は自動的に引き上げられます。医療費がふえれば保険料にはね返る。後期高齢者の人口がふえれば、75歳以上の負担割合が12%とか15%と引き上げる、そういうことになります。にかほ市の75歳以上の人は、11月には4,003人でした。しかし、今は計算では4,050人くらい、このように見られています。75歳の誕生日が来ると、そのとたんに後期高齢者制度に入れ込まれます。秋田県連合会では、滞納しても機械的な保険証取り上げはしないと、このように言っていますけれども、いろいろな面で国のペナルティーがあるわけで、その後どうなるか、大変心配されます。

教育民生委員会への後期高齢者の医療内容、これがどういうものかというような質問もありましたので、この面について少し補足していききたいと思います。

医療内容というのは、わかりやすく言うと、1つ目は、なるべく医者には行かないように、と。2つ目は、なるべく入院しないように。3つ目は、入院したらなるべく早く退院するように。4つ目は、薬は最小限。そして、5番目は、病院で死ぬのはできるだけやめる。そして、最後、死ぬときの医療は自分で医者、家族、あるいは看護する人たちと相談して決めて書く、文書を残すなどということです。まさか、と思う人もいるかもしれませんが、しかし、幾つか確かめてみたいと思います。

後期高齢者には、若年者と比較した場合、次に述べるような心身の特性があるとして3項目挙げています。1つは、老化に伴う生理的機能の低下により治療の長期化、複数疾患への罹患、特に慢性疾患が見られる。2つ目は、多くの高齢者に症状の軽い重い別として認知症の問題が見られる。3つ目、いずれ避けることのできない死を迎えることになるとしています。ここには、そんなに長くない命なのだから、お金も手間もそれほどかけなくてもいいというねらいが噴き出てきます。

医療の値段を別体系の後期高齢者診療料とします。外来では、糖尿病、高血圧など慢性的な病気で通院している患者には、高齢者担当医の制度をつくり、担当医は慢性疾患の治療を行う医療機関1カ所に限定し、高齢者があちこちの医療機関を受けることを制限して医療費を抑えることをねらいます。医療機関に支払う診療報酬というのは1ヵ月 — その後明確になってきたんですが、1ヵ月6,000円。患者負担はこの1割の定額制にしますが、検査、画像診断、処置、医学管理すべて含んでの6,000円です。75歳以上の患者にどんなに検査や処置をしても医療機関に支払われる診療報酬はふえません。このため、丁寧に検査や処置をすれば医療機関はその分持ち出しになることになります。採算割れを避けるためには検査や処置を減らし、医療内容を悪くしなければいけない、こういう制度です。

入院医療では、長く入院にならないという医療機関への評価を重視し、お金がかかる入院を減ら

すことをねらいます。今でも高齢者が入院すると、早く退院を、と迫られています。終末期でも患者に過剰な延命治療はしないという誓約書を取る医療機関に診療報酬を手厚くします。75歳以上を手厚い医療から締め出すことに力を注いでいます。あまりにひどい制度だということで、約500の自治体が反対や凍結をすべきと政府に意見書を上げています。

岐阜県大垣市議会では、後期高齢者医療の廃止を求める意見書を自民クラブが出して可決しています。日本の総医療費は国内総生産の8%。サミット参加7カ国で最下位です。むだな公共事業や軍事費、米軍への思いやり予算などを見直し、大企業・大資産家にそれ相応の責任を求めれば公的医療の補償は拡充できます。このままいけば将来に禍根を残すことになると考え、この議案、内容は、にかほ市の責任ではないのですが、反対します。

なお、関連して、議案第37号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）にも後期高齢者医療制度にかかわる予算がありますので、その議案にも反対であることを表明して討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第36号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第37号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 38 号の討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 38 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 39 号の討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 39 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 40 号の討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 40 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 41 号の討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 41 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 42 号の討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 42 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 4 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 43 号の討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 43 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 5 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 44 号の討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 44 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 5 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

15 分まで休憩します。

午後 5 時 08 分 休 憩

午後 5 時 16 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第 45 号平成 20 年度にかほ市一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 45 号平成 20 年度にかほ市一般会計予算に賛成できないので討論します。

1 つ目は、議会費に議員報酬引き上げがあると。これ、修正案が通りましたけれども、その部分

が残るということで賛成できないということです。

2 つ目は、後期高齢者医療制度の予算があるということです。いろいろ言いませんけれども、朝日新聞の3月14日付に、ある投書が載ったんです。その投書の一部だけ紹介すると、これで大体全体のことが推測できるというふうに思いますので、その部分ちょっと紹介したいと思います。

「4月から始まる75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度などの廃止法案を野党4党が2月28日衆院に提案した」と、こういうところがあります。新しい制度では、前に言ったように、後期高齢者の人口がふえると保険料が上がる仕組みだと。加えて、一人一人の年金からの天引きや滞納に対する制裁など、老人いじめ以外の何物でもない。私自身 — この投書した人自身 — 来年からこの制度に組み込まれる。有無を言わず。「あの世に早く行け組」に編入される感じだと。後期高齢者と言われる世代は、さきの大戦ではお国のため、戦後は復興に向けて懸命に生きてきたと。75歳になったら保険料も自己負担も要りません。余生をゆっくり楽しんでくださいというのが本当の政治ではないか。廃止法の成立に向け声を上げよう。

このような投書がありました。全くそうじゃないかなというふうに思います。

3 つ目には、まちづくり交付金事業があるということです。これはいろいろ論議されましたので、内容は触れなくても結構だと思います。

4 つ目は、南極フェアの実行委員会の補助金、これも自治体が本当にこれでいいのかと。

そういう以上の4点から45号に反対しますけれども、この後の第46号、48号、49号も後期高齢者の関係で賛成できないということを示し添えて反対討論にします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 簡単に、議案第45号平成20年度にかほ市一般会計予算に反対する討論に参加をしたいと思います。簡単に申し上げます。

1 つ目は、議員報酬引き上げのための増額予算が幾ら修正をされたとしても入っているということとであります。

2 つ目は、金浦地区に総合文化施設を建設することを目的に、5年間で46億5,000万円の巨額な財政を投入するまちづくり交付金事業の予算、約9,220万円が計上されていること。この総合文化施設の建設は合併協定事項ですが、合併のためにアンケートを実施した当時と、合併後のまちづくりに必要な政策を問うたアンケートを実施したのですが、重要度の高い10の、10点の項目に文化施設は入っていませんでした。市民の意向が大きく変化したものと考えます。さらに、この事業を行うために3地区に行った500人ずつの1,500人のアンケートの内容を見ても、1,500人のうちこの事業に期待するものが17.8%という内容であります。

それから、今回の予算の中で仁賀保青少年ホームの音楽ホールに歌手を招いて、自主事業として168万4,000円を計上していますが、400席以上あるホールで、入場料3,000円で200人を見込んで1回公演との説明でした。これから30億円を投入して毎年の維持管理費約4,000万円をかけて800

席の文化施設を建設しようとする当局の意気込みが全然感じられない内容であります。

第3に、白瀬フェア実行委員会については、今、同僚議員も話されておりましたけれども、戦争をオブラートで包もうとする、そういう自衛隊の音楽隊を呼ぶことには昨年も反対をしております。そういう事業を行うことに貴重な税金を幾ら60万円だとしても使うことについては反対せざるを得ません。

それから、後期高齢者医療制度については、いずれこれまで戦後懸命に働いてきたお年寄りについて、国が医療費の抑制のために医療から排除しようとするものであり、一方では負担を強いるものでありますから、私はこの後期高齢者医療制度については反対をするものであります。

したがって、この20年度の一般会計予算にこの後期高齢者医療制度の予算が計上されていることについて反対をするので、以上、数点にわたって、残念ながら一般会計予算、いい内容もたくさんあることはわかりますけれども、反対せざるを得ませんので意思表示とします。

なお、同時に、46号、48号、49号についても、後期高齢者医療制度の内容が含まれておりますので反対をしたいと思います。意思表示といたします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第45号の討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第45号平成20年度にかほ市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第46号の討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第46号平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 47 号の討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 47 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号平成 20 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 48 号の討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 48 号平成 20 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 49 号の討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 49 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 50 号の討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 50 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 51 号の討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 51 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 52 号の討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 52 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号平成 20 年度にかほ市ガス事業会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 53 号の討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 53 号平成 20 年度にかほ市ガス事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 54 号の討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 54 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号にかほ市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させることに関する協議についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君）異議なしと認めます。これで議案第 55 号の討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君）起立全員です。したがって、議案第 55 号にかほ市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させることに関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号特別支援教育支援員の配置に関する陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君）異議なしと認めます。これで陳情第 1 号の討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君）起立全員です。したがって、陳情第 1 号特別支援教育支援員の配置に関する陳情書は、委員長の報告のとおり採択することと決定しました。

次に、陳情第 2 号「道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書・決議」等についての討論を省略したいと思います。御異.....

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君）討論を上程いたします。

初めに、反対討論の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君）陳情第 2 号の「道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案」云々という陳情がありますけれども、今、政治的にもかなり動きがあります。福田首相が一般会計検討というようなことを言ったり、一方では、全国知事会が早急に与野党協議するようにと緊急声明をまとめて本日提出するというような動きがあります。

道路建設は地方にとっては大変大事な位置づけだというふうに感じます。特に、一般的に言われていることですが、秋田県から山形県に入ると、山形県の道路は秋田県とは違うと、かなり進んでいると、こういうふうな評価もされております。道路については、やはり大きな格差があると。地方は必要であるにもかかわらず、なかなかおざりにされていると、こういう現実があると思います。

その例としては、例えば、今、計画を立てている中には 6 つの海峡横断道路をつくるとか、その 59 兆円のうち国際競争力の確保などとして約 4 割もそれに含まれているというふうな大変なむだ、また、インターチェンジから拠点空港や港から 10 分以内に高速道路に着けなきゃいけないというよ

うなことで、現在 12 分から 18 分のところの道路についてもそこにお金を注ぎ込むと、こういう動きもその計画に入っているわけです。

今、自民党や公明党の与党は、計画の中にある「あかずの踏切」対策、あるいは身近な道路整備というふうに言っていますけれども、今の計画でいうと、通学路の歩道整備は 4.5%、「あかずの踏切」対策は 6.5%、こういう現状です。歩道でいうと、上郷小学校の児童が歩道がないために事故に遭ったとか、こういうふうには地方には必要な道路がたくさんあります。しかし、こういう格差をなくさなければいけないわけで、これが一般財源化しても必要な道路は税金でつくるというふうにしていけば十分可能だと思います。先ほど述べたむだな道路などの検討を加えるということを考えればできるのでないかというふうに思います。

そういう点では、今、道路特定財源がなくなると地方の道路財源がなくなって必要な道路もつくれなくなると宣伝されていますが、これは一般財源の中で緊急を要するものからやっていけばいいことで、むしろ地方自治体の目線で作ることが可能になるのではないのでしょうか。そういうことも考えていければいいのではないかと思います。

また、秋田県でも新聞等でも特定財源が廃止されれば大変になると。今まで来ていたお金が来なくなるということで、その試算などもあります。かなり過大に見積もっているやに見えます。例えば、暫定廃止したら秋田県への影響は試算で 309 億円というふうに言っていますけれども、これが総務省の試算では 68 億円などというふうな状況も見えます。暫定税率廃止によって税収が減っても、減った分は交付税で本来は行くと、そういう仕組みがあるわけですから、そういうことも含めて、大局的に考えれば、特定財源というのでなくて、一般財源でもっと必要な道路に回してもらいたい、そういう意味で今の陳情に対して賛成できないということで討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで陳情第 2 号の討論を終わります。

これから陳情第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、陳情第 2 号「道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書・決議」等については、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第 3 号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第3号の討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第3号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することと決定しました。

次に、陳情第4号「鳥獣被害防止措置法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第4号「鳥獣被害防止措置法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情は、採択することに決定しました。

次に、陳情第5号議員報酬引き上げ条例に反対する陳情書の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） この陳情の願意はそのとおりだというふうに思って賛成するわけです。しかし、誤解を招くような記述もあります。議員みずから報酬引き上げを考えているんじゃないかというような問題がありますので、その点は指摘しておかなければいけないというふうに思って賛成の場を生かさせていただいて話をします。

ですから、今後の問題として、誤解を与えるような、あるいは間違っているのではないかというような陳情とか請願は、受け付けの段階、あるいは議会運営委員会の段階、いろいろ段階はあると思います。そういうところで丁寧に見て、そして陳情者の願意を損なわないように協議をしたりアドバイスをしたりして、しっかりした、だれが見てもなるほどというような内容にする必要があるのではないかというふうに思うわけです。

そういう意味で、陳情の願意に賛成、しかし内容に問題があると。そして、その対策も今後必要ではないかということ提起しながら、賛成の意見を述べます。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情第5号議員報酬引き上げ条例に反対する陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数です。したがって、陳情第5号議員報酬引き上げ条例に反対する陳情書は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第1号米価の安定と生産調整に関する請願の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで請願第1号の討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり継続審査と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、請願第1号米価の安定と生産調整に関する請願は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第57、議提第1号道路特定財源の確保に関する意見書から、日程第61、議提第5号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の制定についてまで、5件を一括議題とします。

提出者からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

最初に、議提第1号について、5番宮崎信一議員の説明を求めます。5番宮崎信一議員。

【5番（宮崎信一君）登壇】

5番（宮崎信一君） 議提第1号道路特定財源の確保に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成20年3月21日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく池田甚一、同じく飯尾善紀、同じく小川正文、同じく山田明、同じく佐々木平嗣。

道路特定財源の確保に関する意見書（案）でございます。

道路整備は市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがございます。

中略。

よって国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年3月21日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

衆議院議長河野洋平様以下8名様でございます。

御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから議提第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第1号の質疑を終わります。

これから議提第1号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これから議提第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議提第1号道路特定財源の確保に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号について、4番池田好隆議員の説明を求めます。4番池田好隆議員。

【4番（池田好隆君）登壇】

4番（池田好隆君） 議提第2号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書でございます。

会議規則第14条の規定によって提出するものであります。

平成20年3月21日。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく佐々木清勝、同じく榊原均、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己。

地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書（案）でございます。

内容は、記載のとおりでございますので、御一読いただきたいと思います。

平成20年3月21日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣両名でございます。

よろしくお願い致します。

議長（竹内睦夫君） これから議提第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第2号の質疑を終わります。

これから議提第2号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議提第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第2号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第3号について、5番宮崎信一議員の説明を求めます。5番宮崎信一議員。

【5番（宮崎信一君）登壇】

5番（宮崎信一君） 「鳥獣被害防止措置法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書。

会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年3月21日。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく池田甚一、同じく飯尾善紀、同じく小川正文、同じく山田明、同じく佐々木平嗣。

内容については、御一読いただきたいと思います。

要望事項は、アからエまでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成20年3月21日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

農林水産大臣、環境大臣あてになっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議提第3号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第3号の質疑を終わります。

これから議提第3号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議提第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第3号「鳥獣被害防止措置法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第4号について、12番村上次郎議員の説明を求めます。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 議員提案の第4号ですが、にかほ市議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例制定について提出します。

提出者は、にかほ市議会議員村上次郎、賛成者、にかほ市議会議員斎藤修市、同じく市川雄次、同じく小川正文、同じく山田明です。

現在の広報の委員は6人なんですが、より充実した内容ということを考えて、2人ふやして8人の構成で、編集等に当たっていきいたいということで提案します。

よろしくをお願いします。

議長(竹内睦夫君) これから議提第4号に対する質疑を行います。 — 22番佐々木正己議員。

22番(佐々木正己君) 6名なようですが、表の表には5人しか名前がないのはどういうことかということと、それから、何で、まあその中身について一切触れて、増員のですね。増員する分にはいいんですが、中身について触れてないので、どういったところで2人か、その辺ちょっと一言でいいんですが。

議長(竹内睦夫君) 村上次郎議員。

12番(村上次郎君) 賛成者の中には広報のメンバーとして入っていないけれども、メンバーは議長が所属しております。しかし、議長が諮るほうなので、ここの提案には入っていないということです。

それから、人数、今、一般質問する議員の方が多くて、それを分担して整理をして原稿にまとめるというのに苦労しております。というのは、議長はいろんな用事で広報委員会なかなか日程が合わないというので、実質メンバーにいるようないないようなというのが実態なんです。ですから、中身としては、議長は必要なときに入っていて、あとは実質的なメンバーで編集をします。そして、ページ数も今よりはふやしていきたいということで、本会議だけでない委員会の内容、あるいはその他の休会中の活動等もできるだけ入れていきたいものだということでメンバーをふやしたいということです。

議長(竹内睦夫君) 22番佐々木正己議員。

22番(佐々木正己君) そうしますと、表面上が2人ふえても、議長が減っているから、常に、8人じゃなくて7人でやると。苦労は実質的には1人しか戦力アップにならないという、こういうことなんですよね。

議長(竹内睦夫君) 村上次郎議員。

12番(村上次郎君) 広報委員会では、中身としてはこれは正式にはまた新しいメンバー構成になってから検討していただいて決めるということになるんですが、議長はこのメンバーには、正式メンバーには入らないでオブザーバーというような形にして、腹案としては各委員会から2名ずつで6名、そして運営委員長とそれから副議長、こういう腹案があります。議長は参加できるときにはオブザーバーとして参加したらと、こういう予定です。

議長(竹内睦夫君) ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 質疑なしと認めます。これで議提第4号の質疑を終わります。

これから議提第4号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 討論なしと認め、これで議提第4号の討論を終わります。

これから議提第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定

することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第4号にかほ市議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第5号について、7番佐々木正明議員の説明を求めます。7番佐々木正明議員。

【7番（佐々木正明君）登壇】

7番（佐々木正明君） にかほ市議会の議員の定数を定める条例の制定について。

地方自治法第91条第1項の規定により、にかほ市議会の議員の定数を定める条例案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月18日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正明。

賛成者、にかほ市議会議員池田好隆、同じく菊地衛、同じく齋藤修市、同じく佐々木平嗣、同じく佐藤文昭、同じく佐藤元、同じく竹内賢、同じく小川正文、同じく伊藤知、同じく佐々木清勝、同じく池田甚一、同じく榊原均、同じく佐々木弘志。

にかほ市議会の議員の定数を定める条例。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、にかほ市議会の議員の定数は、20人とする。

附則。

この条例は、次の一般選挙から施行する。

簡単に提案理由を説明いたします。

平成17年10月1日合併以来、2ヵ年が経過いたしました。議員定数については全国的に減らす動きが広まっております。削減は自治体の財政と関連で議論されることが多く、定数を減少し、議会運営を合理化し、活力ある議会にすることが必要と思われれます。

人口3万人で合併して2万9,000人を切った現在、社会情勢の変化、市民感情も考え、議会としても行財政改革に取り組む必要があると思います。合併時48名、合併後初めての市議会選挙は24名で行われ、現在に至っております。合併の目的は、行財政のスリム化も大きな目的の一つでありました。我々議員がより一層の充実した議員活動を展開することにより、速やかな新市の建設に邁進し、市民の要望・負託にこたえながら責任を果たしていかなければいけないと考えます。

財政の観点及び議員1人当たりの人口、面積等を総合的に勘案したとき、にかほ市においては20名にする必要があると考え、以上提案した理由の説明とさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） これから議提第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。 — 5番宮崎信一議員。

5番（宮崎信一君） 今の説明の中に、2年を経過して、3万人を割って2万9,000人。そうすれば、この定数についてはもう2年後ということですが、そのときに、例えば今の人口とか、いろいろなことが出てこようかと思いますが、その2年前に今この定数を定めなければならない理

由が、大きな理由があればお伺いしたい。つまりは、今後2年後にはこの人口もどういふふうになっているかわからないわけで、もしかすると3万人になっているかもしれない。そういうことを考えますと、2年前の今にやるのがいい時期なのかどうか。我々はもう2年間職務がありますので、この間に考えるという考えはなかったのかお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） この定数の見直しについては、私たち総務委員会では1年も前からいろいろ議論してきました。そして、12月定例議会でもこの議員定数の見直し案を、削減案を提案しようとしている議員間で話し合ってきました。そして、12月定例議会では、可否同数というような予測であったので、もう少し議論して煮詰めてから提案したほうがいいのではないかとということで、12月定例議会では提案を差し控えたわけですが、我がにかほ市よりも人口が多く、そして議員定数の見直しを男鹿市議会で平成18年の12月定例議会では先んじてやっていると、そういうこともありまして、にかほ市では議員の定数とその人口を比較すると、今、24名ですと1,183人になります。そして、県内の6市の、にかほ市に類似した5万人以下の6市の平均で簡単な比例計算すれば19.13になります。言えば20人に近いということで、人口規模からそういうことも考えて、議員定数は現在の24名から4名削減した20名が適当でないかと判断して今回の提案に至ったわけです。

議長（竹内睦夫君） 5番宮崎信一議員。

5番（宮崎信一君） ちょっと質問からずれているのかなと。いわゆる今現在の計算ですよ。24人から20。我々はもう2年あるわけで、では、来年ぎりぎりなるときにまたその比率が下がるのではありませんか。

議長（竹内睦夫君） 佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） 宮崎議員も御存じのとおり、合併する協議の中で、今後10年間の人口推移を見ますと、にかほ市の人口が何人になるか、そして、ふえる要素があるのかと。これが、確かに我々議員は人口増に向かって頑張っていかなければいけない、これは宮崎議員の指摘のとおりでございますが、残念ながらそう簡単に人口というのは急激にふえるものではありません。そういうことを勘案して、将来というか、2年後に人口が3万人になるということは、私の常識範囲では難しいと考えて今回の提案に至っております。

議長（竹内睦夫君） 5番宮崎信一議員。

5番（宮崎信一君） 決して私、ふえることを言っているわけじゃなくて、例えば今、地域の例えば人口割でこの定数を出したというのであれば、逆に2年後には20人ではなく18人ぐらいになってしまうのではないかと。もっと根本的な人数に関する提言というか、そういうものがあるべきかと思いますが、あくまでも人数でいけば、恐らく2年後にはもう1人、2人減らすようなことになるかと思いますが、その際はどういうふうな形にするのか、それだけで結構でございます。

議長（竹内睦夫君） 佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） そのときまでは考えておりませんが、現在ではこれが妥当だということです。よろしくお願ひします。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 先ほど佐々木議員、「総務委員会では」ということでしたけれども、私はその話に最初から組みしておりませんので、正式な議題に、総務委員会の議題になったわけでもありませんので、その点はまず申し添えておきます。

お尋ねしますが、全員でもってこういう話は1回もしていないので、正式には。それこそ議会終わって、皆さん帰らないでくれよということでもわいわいやって、ああだのこうだのという話にはなっています。ですが、全員でもって、じゃどうしようかという話にはならないんですが、全体の話抜きにして、今出てきたのはどういうことかというのが1点と、それから、大抵、議員の削減等に関する話は2つ形式があると思うんですね。市民のほうからいろいろ働きかけでもって陳情が出たり要望が出たりで何人減らせというのと、我々が今こうやって議会のほうから提案する場合と、大きく分けて2つあるわけです。今回は、特にその市民のほうからの働きかけというのはまずないのでなかったかと思うんですね。報酬等審議会で付議された。でも、付議されたあれでも、板垣会長の総務委員会でのお話は、まあそういう方向性に行ってくればいいと、そういうぐらいのことで、別に今々どうのこうのという考えではないということを書いていたわけですよ、この前のとき。

ですから、そういうような全体の我々議会の意見もある程度聞かない、あるいは市民からの声も聞かないとなれば、例えば、市民のほうでは、今たまたま宮崎議員がおっしゃっていましたが、いや、人口からいって何からいって、もっと減らせという考えも出かねないと思うんです。ただ、今のところ市民の皆さん、こういう話知りませんから。議員のほうが一生涯懸命になって定数減らすという話はほとんど知らない状況であるわけですよ。となると、市民の声というのは全く聞かなくていいのかということになりますよね。その辺の御見解はどうですか。2つ。

議長（竹内睦夫君） 佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） 私は本当はあまりこれ以上のことは言いたくないのですが、あえて質問とあればお答えしますけれども、私たち有志議員は12月定例議会に議員定数の削減案を提出断念したときにも、こういう議員全員で話し合う機会、または全協で話し合う機会をつくってほしいと、3人の有志議員と一緒に議長にお願いもしております。そして、総務委員会では1年も前に、委員長、副委員長が代表して、このことも、こういう定数の問題で話し合う機会をつくってほしいと申し入れもしております。また、議会運営委員会にも、議会運営委員のメンバーにお願いして、こういう機会をつくるように話をしてくださいということも申し入れしております。そういうことで、今、唐突にこういう問題が出たと、そういうことでは決してございません。

また、市民の皆さんは知っているのかという話もありますけれども、これは市民の皆さんもいろいろなところでその議員定数の話はやはり出ています。それを知らないとすれば、佐々木議員に関しては、ちょっとその、我々と感覚が違うのかなと……

【22番（佐々木正己君）「そうでない」と呼ぶ】

7番（佐々木正明君） ……という……です。

また、総務委員会でも、その傍聴者が委員会の報酬等審議のときに、報酬等審議会の委員長が来

たときに、そこでも我々が前からこういう話し合いして議員の定数の問題も話が出たということは知っていますかと報酬審議会の委員長さんにもお聞きしています。そうすると、報酬等審議会の委員長は、「それは存じております」とはっきり言っていますので、その点は御了解をお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） まじめに答えてください。

【7番（佐々木正明君）「まじめに答えていますよ」と呼ぶ】

22番（佐々木正己君） 何を……。まあまあいいです。

ですから、質問に答えてないんですよ。あなたや一部議員はそういう要求をしていたかもしれない。それは知っていますよ。ただ、全体で、じゃ、この定数についてどうしようかという話、1回でもしたことありますかという話です。

それで、市民の皆さんも重々も知っているような口ぶりでしたが、だれもないじゃないですか。関心があれば何人かはいるはずですよ。何もいない。だから、市民の皆さんとそういった定数に関して話し合いをしなくて、こういうあれでもって片づけていいのかということなんです。その辺もう一度。

まじめに答えてください。私を知っているとか知らないとか、そういう話じゃなくて。

議長（竹内睦夫君） 佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） 私は至ってまじめに答弁しております。そして、私の知っている限り、いろんな会合、また市政報告など、私は何回も市政報告会をいろんなところでやっていますけれども、そこでも定数の見直しする考えはないのかとか、いろんなところで話が、話題が出ました。そして、私はそのたびに、今度の改選期、市会議員の改選期からは多分議員定数が見直された形になるでしょうという、私はそういうように今までもいろんなところの市政報告会で聞かれたごとに答弁もしております。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第5号の質疑を終わります。

これから議提第5号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番佐々木正勝議員。

【2番（佐々木正勝君）登壇】

2番（佐々木正勝君） 議員定数を定める条例の制定についての反対の討論を行います。

まず、議員の14人の連名で今回提出されておりますが、何とか御理解を願うものであります、最初に。いま一度削減について、市民がどのようにこの削減案を考えているのか、当然知る必要が我々には義務としてあります。議員が24名から20人となれば、当局に対するチェック機能、また、その反対の思いやりが薄くなり、議会としての能力が問われるのではないのでしょうか。

また、先ほど質疑の中でありましたけれども、議員全員で議論したことが一度もございません。これが議会としての正常な行動なのか。また、開かれた議会と言えるのでしょうか。

新聞報道を若干皆様方に紹介いたします。1週間前の新聞です。「自民党の道州制推進本部は、13日の総会で、道州制を導入し、市町村を現在の半分程度の700から1,000自治体にすることを盛り込んだ第3次中間報告の素案をまとめた。導入時期を2015年から2017年とする目標を明記した。これを今年5月まとめることを正式決定した。素案では、都道府県が現在担っている事務や権限の大半を市町村に移譲するため、人口30万人以上を標準的な基礎自治体として位置づけた。このため市町村合併がさらに進み、小規模自治体の事務は限定することを提言」しております。2015年といいますと7年後であります。ですから、今、我々が2年後の任期で一般選挙になりますと、残された次の選挙4年間でこれに突入いたします。だとすれば、今もうちょっと時間をいただいて全員でお話ししながら、議会のこの対策として議会の力を高めるために蓄える必要があるのではないのでしょうか。

同僚議員の皆さん、私は、今、連名云々、サイン云々とは言いません、今は。ただ、もう一度私にも議論をさせてください。何もしてないんですよ。何も定数に対して何もしていないで、ただ連名でここで、14名といいますと残り、議長を除けば、可決なんですよ。そういうことではだめでしょう。残された、今おっしゃった意見もあります。残された我々にも、我々は市民から選ばれた選挙人。選挙人でありますので、何もいまま、我々は地元に戻って、この削減案について説明する義務があります。しかし、何も発言させてもらえないのであれば、これは私は大変なことです。正常な議会でございます。

何とか14人の議員の皆さん、今、連名、サインと判こはいたしましたけれども、いま一度多大なる御理解、正常な議会のためによろしくお願い申し上げ、反対の討論とさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。21番本藤敏夫議員。

【21番（本藤敏夫君）登壇】

21番（本藤敏夫君） 同僚議員の反対の討論もありましたので重複を避けます。

議会は住民代表機関であるという認識に立てば、当然、人口を加味した議員定数というのが必要になってくるかと思えます。その点については異存はないのでありますが、前段で反対討論された議員がおっしゃっていましたとおり、私もこの議員定数に意見を述べたことのない議員の一人です。議会の根幹にかかわる定数問題でありますから、また、次の選挙までまだ時間がありますので、やはり24名の皆さんの意見を出し合って、その上で決定するということでお考えを改めていただければありがたいと。

私は、次期選挙までまだ時間がありますので、その時間内で24人の議員の意見を出し尽くし、その上で定数問題を正式に取り上げると、そういう観点で今回の提案については反対するものであります。同僚議員の賛同を求めたいものです。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 簡単に申し上げますが、全員協議会等で議員の定数に対して、「削減」とい

う名前は使いません、題名は使いませんでしたけれども、議員をどうするかと、合併後の24人になって、そしてこの後どういうふうにしていったら、いわゆるにかほ市の議会としての活性化や、それから市民の意見を吸収してそして議会で発言していくと、そういうことでは何回か問題提起はされて、ただ、その都度、何というか、後延べというか、そういう経過はやっぱりあったと思います。その点については皆さんも御存じだと思うんです。したがって、全員で議員の定数についてひとつも話し合わなかったということは私はなかったというふうに記憶しておりますし、それぞれの常任委員会で議会改革をどうするかということの一つの項目としてそれぞれの常任委員会でも話し合った経過がございます。

そして、そういうものを受けながら、去年の12月の定例議会の際に、ある有志の人方がいろいろ話し合った経過ということで、この際提案しようじゃないかと。その経過を受けて、私はその際には、まだやっぱりみんなしてもう一回話し合っ、そして新年度とか — 新年度というのは3月とか、そういうところで決めてもいいんだろうと。やっぱり拙速過ぎてはだめと。少なくともそういう場をつくって行って、3月には出してもいいだろうと。出してもというか、そういう問題を熟していったらいいだろうと、そういう話をしてきた、私自身は経過があります。

ところが、この間ですね、去年の12月からここまでの3月までの間に、そういうものについてなかなか全体で話し合う機会がない。しかしながら、あと任期はもう折り返しに入ると。そうすると、今、議員の選挙に立候補しようという人方もやっぱりいるわけですよ。そういう人方が今の議会について何人になるのかという関心を持っている人もおります。それから、私たちについても、今の24人で本当にいいのかと。今の類似団体とか、あるいは、にかほ市の場合は15分でどこにも行けますよと。そして240平方キロの中で、そんなに違和感というか、じゃなくて、今までの仁賀保地区とか、仁賀保地区というのはあれです、にかほ市の場合じゃなくて、仁賀保、金浦、象潟ということで合併したという経過もあるわけです。したがって、財政、あるいは行政、そのスリム化の関係もあって、私たち自身が決断をする時期というのは、やっぱりできるだけ早いほうがいいだろうと。そういうことで、呼びかけ人の皆さんから、私も呼びかけられたほうですけれども、いろんな形で皆さんにやっぱり呼びかけもしてきたという経過も聞いておりますから、まるっきり知らない中でやられたということではなくて、例えば、おれは聞かないよという人もいたかもしれませんが、そうじゃないというふうに私は理解をしています。

そういう意味から言って、この機会に私は賛成をして、賛成者に加わったという経過があります。ただ、前に佐々木正勝議員もおっしゃっていましたが、私は議員報酬の引き上げにも反対をしております。したがって、議員報酬と定数削減とは全然別個のものだという理解はずっとしてきましたが、その点を念を押して賛成の討論にしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。 — 村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） どちらだかわからない感じで立ちましたけれども、自分の感じからして、あまり急がないほうがというのと、それから、今、議員報酬がかかっているこの時期にというようなこともあって、どちらかといえば賛成しにくいという立場で若干話をさせていただきます。

まず、確かに議員定数を減らしたということになると市民からは喜ばれると思います。しかし、合併時には、市民の声が届きにくくなるのではないかという心配の声も結構ありました。経済的には、議員が若干名減ったからといって、大局的にはあまり、ゼロではないけれども、あまり影響はない。全体の予算の中でやることですから、定数を減らしたらこういう事業ができたというのではないと思うわけです。そういう意味では、経済的にスリム化というのはどうかなという感じがします。

また、委員会構成でも、現在は8、8、7。それが4人減らされると6、6、7というふうになって、委員長を除けば5人で審議をするというような委員会になるわけです。そうすると、現在よりは調査、あるいは市民の声を受けとめて委員会で十分に論議するということが少なくなるのではないかと、こういう懸念があります。それから、私自身も、金浦、象潟地区のことがよくわからない。唐戸大橋が出たとき、どこにあるかというのを聞くとか、まあほんの一例ですけれども、やっぱり目がなかなか届かないというのが実情です。ですから、市民の声をもっと聞いたり、自分の住んでいる地域以外のことももっともっと勉強しながら、市民の声をくみ上げ、聞き取り、そしてそれを生かすということに力を注がなければいけないんですが、まだまだ力が足りないというのが私自身の現状です。

ですから、さらにきめ細かに市民と接触しながら、いろいろ問題点、あるいは意見を出していくというには、もうしばらく時間をかけながら定数を考えてもいいのではないかと、そういう立場で賛成できにくいなということで意見を述べさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。 — 22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

22番（佐々木正己君） 質問の際にもいろいろ述べましたので簡潔に述べたいと思います。

やっぱり議員の中で全体的に話したという人もいるようですが、私は話してないというふうに認識しておりますので、やっぱり一度は議会でもってしっかり話して、結論が20になるかもわかりません。それはわかりませんが、そういう筋を通しておかないとだめなんじゃないかなというふうに思います。

それと、やっぱりどうしても市民の皆さんにこのことを呼びかけて、こういうふうな動きだから皆さんどう思うんだという問いかけも当然やってしかなるべきだと思うんですよ。でないと、まあ提案者は、いや、その辺はもうしっかり十分市民の皆さん理解しているとは言えますけれども、そうはちょっとやっぱり言いがたいですね。

今この20人というのが、その話し合いの結果になって、市民の声が、我々の言う、目指すその人数減と、それから市民の皆さんが言う人数減、もし下がった場合にどうするかとか、とにかくそういう話もしていいと思うんです。

次期選挙までもう2年あるというのか、もう2年しかないというのか、それは感じ方ですけども、少なくとも1年ぐらい前にはしっかり結論を出せば、十分その今これから考えている人、考えようとする人にも時間はあると思うんです。我々も1年もあればもう十分に、それこそ嫌になるほど論議し尽くして、この線でいくべという話になると思うですよ。

やっぱりそういうことをしておかないとだめなんじゃー 開かれた議会だと言いながら、肝心かなめのときに、この定数だけは執行部とかなんか関係ないですよ。自分たちで決めなければならぬ話で、それをやっぱり何もしないでというのはちょっと乱暴なような気がするんです。

ということで、どういう結論になるにしても、やっぱり一回、性急にきょう結論を出すんじゃないで。先ほど議運のことをだれがおっしゃっていましたが、議運では、一番身近な議運のときに、閉会前にこういう話が出されて、議運では、いや、我々議運の手に負える話ではないから、議長それこそ先ほど来、招集をしろしろと議長に言ってきた。議長は、そのときの話では、いやちょうど任期半分で、メンバーが委員会も変わるし、そのときに改めて全協なり、どういう組織、委員会をつくるかわからないにしても、そのときに考えるということを行っているわけです。私はそういうふう動くものだと思っていたところが、きょうのような提案になって、どうもその同じ議運の話でも取り方が違うのかなと思って少しがっかりしているんですが。

ということで、何とかもう一回全員で話して、市民の皆さんに声をかけて、そういうふうにして進めていきたいと思っておりますので、反対をいたします。よろしくどうぞ。

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第5号の討論を終わります。

これから議提第5号を採決します。この採決は起立によって行います。申しわけないですけども、先ほど申し上げましたように、起立した場合、暫時、事務局のほうで確認できるまでそのままの状態を維持願います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議提第5号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで5分間休憩します。

午後6時44分 休憩

午後6時49分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩以前に引き続き開きます。

日程第62、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。産業建設委員会から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第102条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。産業建設常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第 63、これより平成 20 年 2 月 1 日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙、にかほ市議会における投開票を行います。

議場の閉鎖を行います。

【議場閉鎖】

議長（竹内睦夫君） 在籍議員の数を確認いたします。在籍議員の数は、ただいま 24 名であります。

これより選挙を行うのは、広域連合議会議員の市議会議員の区分であります。広域連合議会議員、市議会議員の区分について投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【投票用紙配付】

議長（竹内睦夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

【投票箱点検】

議長（竹内睦夫君） 投票箱は異状ないものと認めます。

それでは、投票を開始いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。あらかじめ皆様のお手元に配付しております秋田市議会議員、大仙市議会議員、それぞれお二方が立候補いたしております。投票は単記無記名でございます。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

それでは投票を開始いたします。

【点呼に応じ各員投票】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れはないものと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

議長（竹内睦夫君） 開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に、1 番飯尾善紀議員、2 番佐々木正勝議員、3 番市川雄次議員を指名いたします。したがって、3 人の皆様に立ち会いをお願いいたします。

【立会人飯尾善紀君、佐々木正勝君、市川雄次君、立ち会いの上、開票】

議長（竹内睦夫君） 開票が終了いたしました。開票の結果を報告いたします。

広域連合議会議員、市議会議員の区分について報告いたします。投票総数 24 票、そのうち有効投票 24 票、無効投票ゼロ票。

有効投票の内訳。加賀屋千鶴子氏 14 票、大坂義徳氏 10 票、以上のとおりであります。

広域連合議会議員選挙につきましては、投・開票結果の報告までとなります。

なお、当選人は、選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数を集計し決定となります。

これをもちまして、平成 20 年 2 月 1 日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙、にかほ市議会における投・開票を終了いたします。

これで本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じます。平成 20 年第 2 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後 7 時 02 分 閉 会